

○熊本大学学則

(平成 16 年 4 月 1 日学則第 2 号)

改正 平成 17 年 3 月 24 日学則第 2 号	平成 17 年 12 月 22 日学則第 4 号	平成 18 年 2 月 23 日学則第 2 号
平成 18 年 9 月 7 日学則第 6 号	平成 18 年 10 月 26 日学則第 9 号	平成 18 年 10 月 26 日学則第 10 号
平成 18 年 11 月 30 日学則第 12 号	平成 19 年 2 月 22 日学則第 3 号	平成 19 年 3 月 22 日学則第 5 号
平成 19 年 9 月 27 日学則第 7 号	平成 20 年 1 月 24 日学則第 2 号	平成 20 年 3 月 27 日学則第 5 号
平成 20 年 9 月 25 日学則第 6 号	平成 20 年 11 月 27 日学則第 8 号	平成 21 年 3 月 26 日学則第 2 号
平成 21 年 12 月 24 日学則第 5 号	平成 22 年 2 月 24 日学則第 1 号	平成 22 年 3 月 24 日学則第 4 号
平成 22 年 6 月 24 日学則第 7 号	平成 22 年 9 月 30 日学則第 9 号	平成 23 年 2 月 24 日学則第 1 号
平成 23 年 5 月 26 日学則第 4 号	平成 23 年 7 月 28 日学則第 6 号	平成 23 年 9 月 22 日学則第 8 号
平成 23 年 11 月 24 日学則第 10 号	平成 24 年 3 月 22 日学則第 2 号	平成 24 年 11 月 29 日学則第 6 号
平成 25 年 2 月 28 日学則第 2 号	平成 25 年 7 月 25 日学則第 5 号	平成 26 年 4 月 25 日学則第 3 号
平成 26 年 11 月 27 日学則第 6 号	平成 27 年 1 月 22 日学則第 1 号	平成 27 年 2 月 27 日学則第 4 号
平成 27 年 3 月 26 日学則第 6 号	平成 27 年 6 月 25 日学則第 9 号	平成 28 年 1 月 28 日学則第 2 号
平成 28 年 2 月 24 日学則第 4 号	平成 28 年 3 月 24 日学則第 6 号	平成 28 年 5 月 26 日学則第 8 号
平成 28 年 9 月 23 日学則第 9 号	平成 29 年 2 月 23 日学則第 2 号	平成 29 年 11 月 24 日学則第 5 号
平成 30 年 3 月 22 日学則第 2 号	平成 30 年 4 月 26 日学則第 5 号	平成 30 年 9 月 27 日学則第 6 号
平成 30 年 12 月 27 日学則第 9 号	平成 31 年 2 月 28 日学則第 2 号	平成 31 年 3 月 28 日学則第 5 号
令和元年 5 月 7 日学則第 7 号	令和 2 年 2 月 27 日学則第 2 号	令和 2 年 3 月 26 日学則第 4 号
令和 2 年 9 月 24 日学則第 5 号	令和 2 年 10 月 2 日学則第 7 号	令和 3 年 2 月 24 日学則第 2 号
令和 3 年 4 月 22 日学則第 4 号	令和 4 年 3 月 24 日学則第 2 号	令和 4 年 9 月 22 日学則第 6 号
令和 5 年 2 月 22 日学則第 2 号	令和 5 年 3 月 23 日学則第 4 号	令和 5 年 7 月 27 日学則第 5 号
令和 6 年 1 月 25 日学則第 1 号	令和 6 年 3 月 28 日学則第 3 号	

目次

第 1 章 総則

第 1 節 目的(第 1 条)

第 2 節 教育研究組織等(第 2 条―第 14 条)

第 3 節 技術支援組織(第 14 条の 2)

第 4 節 職員組織(第 15 条―第 16 条の 2)

第 2 章 学部等通則

第 1 節 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日(第 17 条―第 22 条)

第 2 節 入学(第 23 条―第 33 条)

第 3 節 教育課程の編成、履修方法及び単位認定等(第 34 条―第 46 条)

第 4 節 休学、転部、転科、転課程、転学、留学、退学及び除籍(第 47 条―第 55 条)

第 5 節 健康管理(第 56 条・第 57 条)

第 6 節 卒業(第 58 条―第 62 条)

第 7 節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生(第 63 条―第 76 条)

第8節 授業料等(第77条―第87条)

第9節 賞罰(第88条・第89条)

第10節 寄宿舍(第90条)

第11節 特別の課程(第91条)

附則

第1章 総則

第1節 目的

(教育研究上の目的)

第1条 熊本大学(以下「本学」という。)は、教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「学教法」という。)の精神に則り、総合大学として、知の創造、継承及び発展に努め、知的、道徳的及び応用的能力を備えた人材を育成することにより、地域と国際社会に貢献することを目的とする。

2 学部及び学環の教育研究上の目的は、それぞれの学部又は学環の規則で定め、公表するものとする。

第2節 教育研究組織等

(学部、学科、課程及び収容定員)

第2条 本学に、文学部、教育学部、法学部、理学部、医学部、薬学部及び工学部を置き、学科及び課程は、次のとおりとする。

文学部 総合人間学科 歴史学科 文学科 コミュニケーション情報学科

教育学 学校教育教員養成課程
部

法学部 法学科

理学部 理学科

医学部 医学科 保健学科

薬学部 薬学科 創薬・生命薬科学科

工学部 土木建築学科 機械数理工学科 情報電気工学科 材料・応用化学科 半導体デバイス工学課程

2 収容定員は、別に定める。

3 学部に関する規則は、別に定める。

(学環及び収容定員)

第3条 本学に、情報融合学環を置く。

2 収容定員は、別に定める。

3 情報融合学環に関する規則は、別に定める。

(専攻科)

第4条 本学に、特別支援教育特別専攻科を置く。

2 専攻科に関する規則は、別に定める。

(別科)

第5条 本学に、養護教諭特別別科を置く。

2 別科に関する規則は、別に定める。

(大学院)

第6条 本学に、大学院を置き、次の研究科並びに研究部及び教育部を置く。

教育学研究科

人文社会科学研究部

先端科学研究部

生命科学研究部

社会文化科学教育部

自然科学教育部

医学教育部

保健学教育部

薬学教育部

2 大学院に関する規則は、別に定める。

(研究所)

第6条の2 本学に、次の研究所を置く。

発生医学研究所

産業ナノマテリアル研究所

2 研究所に関する規則は、別に定める。

(病院)

第6条の3 本学に、病院を置く。

2 病院に関する規則は、別に定める。

(附属学校)

第7条 本学に、教育学部附属の次の学校を置く。

附属幼稚園 附属小学校 附属中学校 附属特別支援学校

2 附属学校に関する規則は、別に定める。

(学部附属の教育研究施設等)

第8条 本学に、次の学部、研究部、教育部又は研究所に附属する教育施設及び研究施設を置く。

文学部 漱石・八雲教育研究センター 国際マンガ学教育研究センター

教育学部 教育実践総合センター

法学部 地域の法と公共政策教育研究センター

工学部 工学研究機器センター グローバル人材基礎教育センター

大学院人文

社会科学研 国際人文社会科学研究センター

究部

大学院先端

科学研究部 イノベーション研究教育センター 生物環境農学国際研究センター

大学院生命科学研究部 エコチル調査南九州・沖縄ユニットセンター 臨床医学教育研究センター 健康長寿代謝制御研究センター グローバル天然物科学研究センター 生体情報研究センター ワクチン開発研究センター

大学院自然科学教育部 総合科学技術共同教育センター

発生医学研究所 臓器再建研究センター 高深度オミクス研究センター

2 教育施設及び研究施設に関する規則は、別に定める。

(大学院先導機構)

第8条の2 本学に、大学院先導機構を置く。

2 大学院先導機構に関する規則は、別に定める。

(熊本創生推進機構)

第8条の3 本学に、熊本創生推進機構を置く。

2 熊本創生推進機構に関する規則は、別に定める。

(グローバル推進機構)

第8条の4 本学に、グローバル推進機構を置く。

2 グローバル推進機構に関する規則は、別に定める。

(大学教育統括管理運営機構)

第8条の5 本学に、大学教育統括管理運営機構を置く。

2 本学に、大学教育統括管理運営機構に附属する次の教育施設及び研究施設を置く。

数理科学総合教育センター

多言語文化総合教育センター

教職総合センター

3 大学教育統括管理運営機構及び附属施設に関する規則は、別に定める。

(先進軽金属材料国際研究機構)

第8条の6 本学に、先進軽金属材料国際研究機構を置く。

2 先進軽金属材料国際研究機構に関する規則は、別に定める。

(半導体・デジタル研究教育機構)

第8条の7 本学に、半導体・デジタル研究教育機構を置く。

2 本学に、半導体・デジタル研究教育機構の附属施設として、情報統括センターを置く。

3 半導体・デジタル研究教育機構及び情報統括センターに関する規則は、別に定める。

(キャンパスミュージアム推進機構)

第8条の8 本学に、キャンパスミュージアム推進機構を置く。

2 キャンパスミュージアム推進機構に関する規則は、別に定める。

(研究機構)

第8条の9 本学に、次の研究機構を置く。

国際先端医学研究機構

国際先端科学技術研究機構

2 研究機構に関する規則は、別に定める。

(学内共同教育研究施設)

第9条 本学に、次の学内共同教育研究施設を置く。

永青文庫研究センター

くまもと水循環・減災研究教育センター

先進マグネシウム国際研究センター

生命資源研究・支援センター

環境安全センター

埋蔵文化財調査センター

2 学内共同教育研究施設に関する規則は、別に定める。

(ヒトレトロウイルス学共同研究センター)

第10条 本学に、ヒトレトロウイルス学共同研究センターを置く。

2 ヒトレトロウイルス学共同研究センターに関する規則は、別に定める。

(附属図書館)

第11条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する規則は、別に定める。

(保健センター)

第12条 本学に、保健センターを置く。

2 保健センターに関する規則は、別に定める。

第13条 削除

(その他の組織)

第14条 本学に、本節に定めるもののほか、必要な教育研究組織等を置くことができる。

第3節 技術支援組織

第14条の2 本学に、技術部を置く。

2 技術部に関する規則は、別に定める。

第4節 職員組織

(職員)

第15条 本学に、学長及び副学長を置き、学部(学環を含む。第6項において同じ。)に学部長(学環にあつては学環長。第6項において同じ。)を、研究科(研究部及び教育部を含む。第6項において同じ。)に研究科長(研究部にあつては研究部長、教育部にあつては教育部長。第6項において同じ。)を置く。

2 本学に教授、准教授、専任講師、助教及び助手を置く。

3 前2項に定めるもののほか、本学に事務職員、技術職員、医療職員その他必要な職員を置く。

4 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

5 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

6 学部長及び研究科長は、学部又は研究科に関する校務をつかさどる。

- 7 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 8 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 9 専任講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
- 10 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 11 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- 12 第3項に規定する職員の職務については、別に定める。

第16条 附属学校に、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、附属学校に主幹教諭、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。
- 3 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 4 教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童、生徒又は幼児(以下「児童等」という。)の教育をつかさどる。
- 5 教頭は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。
- 6 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童等の教育をつかさどる。
- 7 教諭は、児童等の教育をつかさどる。
- 8 養護教諭は、児童等の養護をつかさどる。
- 9 栄養教諭は、児童等の栄養の指導及び管理をつかさどる。

(職員の協働)

第16条の2 本学は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、職員相互の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、協働により職務を行うものとする。

第2章 学部等通則

第1節 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第17条 学部及び学環の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科及び薬学部薬学科においては6年とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第17条の2 学部及び学環は、その定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算)

第18条 第69条に定める科目等履修生及び第91条に定める特別の課程履修生として、本学で一定の単位を修得した者が、本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数その他の事項を勘案して、相当期

間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、修業年限の2分の1を超えてはならない。

(在学期間)

第19条 在学期間は、修業年限の2倍の年数を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、理学部及び工学部の在学期間は、6年を超えることができない。

3 第17条の2の規定により長期にわたる教育課程の履修が認められた学生の在学期間については、学部規則又は学環規則の定めるところによる。

(学年)

第20条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第21条 学年を次の2期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に規定する学期の期間は、前半及び後半に分けることができる。

3 前2項に規定する学期の区分及び期間は、学部又は学環の事情により、学長の承認を得て変更することができる。

(休業日)

第22条 定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 開学記念日 11月1日

(4) 春季休業 4月1日から4月3日まで

(5) 夏季休業 8月11日から9月30日まで

(6) 冬季休業 12月25日から翌年1月10日まで

2 臨時休業日は、必要に応じて学長がその都度定める。

3 春季休業、夏季休業及び冬季休業については、学部又は学環の事情により、学長の承認を得て変更することができる。

第2節 入学

(入学時期)

第23条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第24条 入学資格者は、学教法第90条第1項及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「学教法施行規則」という。)第150条の定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)

- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学教法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であつて、高等学校卒業程度認定審査規則(令和 4 年文部科学省令第 18 号)による高等学校卒業程度認定審査に合格したもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、十八歳に達したもの

(入学志願手続)

第 25 条 入学志願者は、所定の検定料を添え、別に定める志願手続により願い出なければならない。

(入学者の選考)

第 26 条 入学志願者については、選考を行う。

2 前項の選考方法については、別に定める。

(合格者の決定)

第 27 条 前条の選考による合格者の決定は、教授会の意見を聴いて、学長が行う。

(入学の許可)

第 28 条 合格者が、指定の期日までに、所定の入学料を納付したときは、学長は、その入学を許可する。

2 合格者が、入学料の免除又は徴収猶予を申請し、受理された場合は、前項の規定にかかわらず、学長は、その入学を許可する。

(入学の手続)

第 29 条 入学を許可された者は、指定の期日までに、所定の誓約書及び保証書を提出しなければならない。

2 入学を許可された者が、正当な理由がなくて、指定の期日までに前項の手続をとらないときは、入学の許可を取り消すことがある。

(再入学・編入学・転入学)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者が、再入学、編入学又は転入学を志願するときは、教育上支障のない場合に限り、別に定めるところにより、選考の上、学長は、入学を許可することができる。

- (1) 願いにより退学した者又は第55条第1号、第4号、第5号若しくは第6号に該当し学籍を除かれた者で、退学又は除籍後2年以内に再入学を願い出たもの
 - (2) 学教法施行規則第155条第1項第7号の規定により、医学を履修する博士課程に入学した者で同課程を修了し、又は単位取得退学後若しくは願いによる退学後、速やかに医学部へ再入学を願い出たもの
 - (3) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、編入学を願い出たもの
 - (4) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学教法第90条第1項に規定する者に限る。)で編入学を願い出たもの
 - (5) 高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学教法第90条第1項に規定する者に限る。)で、編入学を願い出たもの
 - (6) 大学を卒業した者で、編入学を願い出たもの
 - (7) 学教法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者で編入学を願い出たもの
 - (8) 大学に2年以上在学し、かつ、所定の単位を修得し、願いにより退学した者で、編入学を願い出たもの
 - (9) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者で編入学を願い出たもの
 - (10) 外国の短期大学を卒業した者又は外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者(学教法第90条第1項に規定する者に限る。)で、編入学を願い出たもの
 - (11) 学教法施行規則附則第7条に規定する従前の規定による学校の課程を修了し、又は卒業した者で、編入学を願い出たもの
 - (12) 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第14条第1項の認定に係る職業能力開発短期大学校において行う特定高度職業訓練(同項に規定する特定高度職業訓練をいう。)を修了した者(学教法第90条第1項に規定する者に限る。)で、本学に編入学することができる者と同等以上の学力があると認めるもののうち、編入学を願い出たもの
 - (13) 他の大学の学生で、転入学を願い出たもの
- 2 前項により入学を許可された者の在学年数及び既修得単位の認定は、教授会において行う。
(第3年次編入学)
- 第31条 第3年次に編入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより、選考の上、学長は、入学を許可する。
- 2 前項により入学を許可された者の既修得単位の認定は、教授会において行う。
(再入学、編入学又は転入学を許可された者の在学期間)

第 32 条 前 2 条により入学を許可された者の在学期間は、第 19 条の規定にかかわらず、在学年数の 2 倍を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、第 19 条第 2 項の規定により、修業年限の 2 倍に満たない在学期間を定める学部にあつては、学部規則の定めるところによる。

(適用規定)

第 33 条 第 23 条、第 25 条及び第 27 条から第 29 条までの規定は、第 30 条及び第 31 条により入学する者に適用する。

第 3 節 教育課程の編成、履修方法及び単位認定等

(教育課程の編成方針)

第 34 条 各学部及び学環は、学教法施行規則第 165 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、教養教育に関する授業科目及び必要に応じ他の学部又は学環が開設する授業科目を含めて体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

3 教養教育に関する授業は、全学協力の下に大学教育統括管理運営機構が行う。

(連携開設科目)

第 34 条の 2 本学は、教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、前条第 1 項の規定にかかわらず、大学設置基準(昭和 31 年文部省令第 28 号)第 19 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する大学等連携推進法人の社員が設置する他の大学が本学と連携して開設する授業科目(以下「連携開設科目」という。)を、本学が自ら開設したものとみなすことができる。

(教育課程の編成方法等)

第 35 条 本学の教育課程は、基礎科目、教養科目及び教職科目からなる専門教育により編成する。

2 教養教育及び専門教育の授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に区分し、これを各年次に適切に配当するものとする。

3 第 1 項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 第 1 項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(履修方法)

第 36 条 各学部及び学環の学生は、当該学部又は学環所定の教育課程を履修しなければならない。

2 教育課程の授業科目、単位及び履修方法は、熊本大学教養教育履修規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)及び学部規則又は学環規則の定めるところによる。

(履修科目の登録の上限)

第 37 条 学部及び学環は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

- 2 学部及び学環は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(授業の聴講等)

第 38 条 授業の聴講等は、所定の手続を経なければならない。

- 2 他の学部又は学環の授業の聴講等には、特に規定する場合を除き、所属する学部又は学環の長及び授業の聴講等を希望する学部又は学環の長の承認を受けなければならない。

(大学院授業科目の履修)

第 38 条の 2 学生が、本学大学院へ入学を希望するときは、本学大学院の研究科又は教育部の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 前項の研究科又は教育部の授業科目の履修には、所属する学部又は学環の長及び当該研究科又は教育部の長の承認を受けなければならない。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第 39 条 授業科目の単位の計算方法は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法(講義、演習、実験、実習又は実技の授業)に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね 15 時間から 45 時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究及び卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(成績評価基準等の明示等)

第 39 条の 2 学部及び学環は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 学部及び学環は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(単位の授与)

第 40 条 一つの授業科目を履修した者には、学力試験及び出席状況その他によって認定の上、単位を与える。

(メディアを利用して行う授業による修得単位)

第 41 条 第 35 条第 3 項及び第 4 項の授業方法により修得した単位は、合わせて 60 単位を超えない範囲で卒業に必要な単位の中に算入することができる。ただし、124 単位を超える単位数を卒業要件とする学部又は学環にあっては、別に定める。

- 2 第43条から第45条までの規定により修得した単位数のうち、前項の授業方法により修得した単位は、同項に定める単位数の中に算入するものとする。

(1年間の授業期間)

第42条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(連携開設科目に係る単位の認定)

第42条の2 学生が他の大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第43条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学(外国の大学を含む。)又は短期大学(外国の短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。休学期間中の履修についても、同様とする。

- 2 前項の規定により学生が修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 3 前2項の規定は、学生が外国の大学又は外国の短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は外国の短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

- 4 前3項に関し必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第44条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第2項及び第3項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の取扱い等)

第45条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学(外国の大学を含む。)又は短期大学(外国の短期大学を含む。)において履修した単位(大学設置基準第31条第1項及び第2項の規定により修得した単位を含む。)を本学に入学した後の本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する大学以外の教育施設等における学修を、本学に入学した後の本学の授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、60単位を超えないものとする。

第 46 条 前 3 条により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、それぞれに規定する単位数にかかわらず、合わせて 60 単位を超えないものとする。

2 前 3 条の規定による単位の認定は、教授会において行う。

第 4 節 休学、転部、転科、転課程、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第 47 条 疾病その他やむを得ない理由により、2 か月以上修学することができない者は、所定の休学願により、学部長又は学環長を経て、学長に休学を願い出なければならない。ただし、疾病のため休学する場合は、医師の診断書を添えるものとする。

2 前項の場合、学長は、その学期又は学年に限り、これを許可することができる。

第 48 条 疾病その他の理由により、修学することが適当でないと認められる者に対しては、学長は、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 49 条 休学は、更新することができる。ただし、その期間は、通算して修業年限を超えることができない。

2 第 30 条及び第 31 条により入学を許可された者並びに第 51 条により転部、転科又は転課程（以下「転部等」という。）を許可された者の休学期間は、前項ただし書の規定にかかわらず、通算して在学年数に相当する年数を超えることができない。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第 50 条 休学期間中に復学しようとする者は、所定の復学願により、学部長又は学環長を経て、学長に願い出なければならない。ただし、疾病のため休学していた場合は、医師の診断書を添えるものとする。

2 前項の場合、学長は、これを許可する。

3 休学期間を満了して復学する場合も、期間満了 1 か月前に、第 1 項に準じて願い出なければならない。

(転部、転科及び転課程)

第 51 条 他の学部又は学環に転部等を志願する者があるときは、教育上支障のない場合に限り、別に定めるところにより、学長が許可する。

2 前項により転部等を許可された者の在学年数及び既修得単位の認定は、転部等後の学部又は学環の教授会において行う。

3 第 1 項により転部等を許可された者の在学期間は、第 19 条第 1 項の規定にかかわらず、在学年数の 2 倍を超えることができない。ただし、修業年限の 2 倍に満たない在学期間を定める学部にあつては、学部規則の定めるところによる。

(転学)

第 52 条 他の大学へ転学しようとする者は、所定の転学願により、学部長又は学環長を経て、学長に願い出なければならない。

2 前項の場合、学長は、これを許可する。

(留学)

第 53 条 外国の大学又は短期大学で学修するため留学を志願する者は、所定の留学願により、学部長又は学環長を経て、学長に願い出なければならない。

2 前項の場合、学長は、これを許可する。

3 留学の期間は、第 17 条の修業年限に含まれるものとする。

(願いによる退学)

第 54 条 退学しようとする者は、所定の退学願により、学部長又は学環長を経て、学長に願い出なければならない。ただし、疾病のため退学する場合は、医師の診断書を添えるものとする。

2 前項の場合、学長は、これを許可する。

(除籍)

第 55 条 次の各号のいずれかに該当する者は、学部長又は学環長の申し出により、学長がこれを除籍する。

- (1) 行方不明の届出のあった者
- (2) 第 19 条、第 32 条及び第 51 条第 3 項に規定する期間を超えた者
- (3) 第 49 条第 1 項ただし書及び第 2 項に規定する期間を超えた者
- (4) 納付すべき入学料を指定の期日までに納付しない者
- (5) 授業料の納付を怠り督促をしても納付しない者
- (6) 正当な理由がなくて欠席が長期にわたる者
- (7) 成業の見込がないと認められる者

第 5 節 健康管理

(健康診断)

第 56 条 学生は、毎年定期及び臨時の健康診断を受けなければならない。

(健康管理上の諸処置)

第 57 条 前条の健康診断のほか、学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)その他の法令に基づき、本学の指示する予防接種又は諸種の検査等を受けなければならない。

2 学長は、学生の健康管理の必要に応じ、集団生活に不適当な者及び学業の履修が困難と判定される者に対して治療を命じ又は出席を停止させることができる。

第 6 節 卒業

(卒業の要件)

第 58 条 卒業の要件は、学部又は学環所定の教育課程を履修し、卒業に必要な単位を修得することとする。

(早期卒業)

第 59 条 本学の学生(医学及び臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする薬学を履修する課程に在学する者を除く。)で本学に、3 年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣が定める者を含む。)が卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、その卒業を認めることができる。

(学位の授与)

第 60 条 卒業者には、熊本大学学位規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)の定めるところにより、学士の学位を授与する。

(卒業の認定)

第 61 条 卒業の認定は、教授会の意見を聴いて、学年又は学期の終わりに学長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、単位未修得等のため、卒業の認定を受けることができなかった者については、次学期中にこれを行うことができる。

3 前項の取扱いについては、別に定める。

(教育職員の免許状授与の所要資格の取得)

第 62 条 教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)に規定する教育職員の免許状授与の所要資格の取得については、学部規則又は学環規則の定めるところによる。

第 7 節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第 63 条 本学において、特殊の専門事項について研究しようとする者があるときは、学部又は学環の授業、研究に支障のない限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、特別の事情がある場合は、学期の中途とすることがある。

第 64 条 研究生として入学を許可する者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者でなければならない。

(1) 大学を卒業した者(短期大学を含む。)

(2) 旧高等学校令による高等学校及び旧専門学校令による専門学校を卒業した者

(3) 教授会で適当であると認めた者

第 65 条 研究生として入学を志願する者は、入学願書に研究事項、研究期間及び履歴等を記載し、所定の検定料を添え、学長に願い出なければならない。

第 66 条 研究生の在学期間は、原則として 1 年とする。ただし、研究生が研究の都合により在学期間の更新を願い出たときは、これを許可することがある。

第 67 条 研究生は、研究事項について指導教員の指導のもとに研究を行うものとする。

2 研究生は、指導教員及び授業担当教員の承認を経て、研究に直接関係のある授業に出席することができる。

第 68 条 研究生は、研究期間が終了したとき又は研究を終了したときは、指導教員を経て、研究成果報告書を学部長又は学環長に提出しなければならない。

(科目等履修生)

第 69 条 本学において、一又は複数の授業科目を選んで履修しようとする者があるときは、授業に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関する規則は、別に定める。

第 70 条から第 72 条まで 削除

(特別聴講学生)

第 73 条 本学において授業科目を履修しようとする他の大学(外国の大学を含む。)、短期大学(外国の短期大学を含む。)又は高等専門学校(の学生があるときは、当該大学、短期大学又は高等専門学校との協議に基づき、その履修を認めることがある。

2 前項により、授業科目の履修を認められた学生は、特別聴講学生と称する。

3 前 2 項に関し必要な事項は、別に定める。

第 74 条 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生については、別段の定めのあるものを除くほか、学部学生に関する規則を準用する。

(外国人留学生)

第 75 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、学長は、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 前項の外国人留学生に対しては、日本語教育等の充実に図るため、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

3 外国人留学生に関する規則は、別に定める。

(外国において教育を受けた学生に関する授業科目等の特例)

第 76 条 前条第 2 項の規定に基づき外国人留学生に対して開設する授業科目の履修は、外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育(中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。)を受けたものの教育について必要であると認める場合に準用する。

第 8 節 授業料等

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額)

第 77 条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、国立大学法人熊本大学諸料金規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)に定めるところによる。

(入学料の免除)

第 78 条 入学料の納入が経済的理由等により困難であると認められる者に対しては、入学料を免除することができる。

(入学料の徴収猶予)

第 79 条 入学料の納入が経済的理由等により困難であると認められる者に対しては、指定の期日まで入学料の徴収を猶予することができる。

(授業料の徴収方法)

第 80 条 授業料は、次の 2 期に分けて年額の 2 分の 1 ずつを徴収する。ただし、学生の申出があったときは、前期中に、当該年度の後期に係る授業料を徴収することができる。

前期(4 月 1 日から 9 月 30 日までをいう。以下同じ。)

徴収期 4 月 1 日から 4 月 30 日まで

後期(10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。以下同じ。)

徴収期 10 月 1 日から 10 月 31 日まで

2 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、入学を許可される者の申出があったときは、前項の規定にかかわらず、入学を許可するときに徴収する。

- 3 前期の徴収期後に入学を許可された者は、入学した日の属する月からその期末までの授業料を別に定めるところにより納めなければならない。
- 4 学期の途中で復学を許可された者は、復学の日の属する月からその期末までの授業料を別に定めるところにより納めなければならない。
- 5 学年の途中で卒業する者は、卒業の日の属する月までの授業料を納めなければならない。
- 6 研究生、科目等履修生、特別聴講学生等の授業料徴収の方法に関し必要な事項は、別に定める。

(納入の請求)

第 81 条 授業料は、その納入の請求を所定の場所への掲示をもって行うことができる。

(既納の検定料、入学料及び授業料の取扱い)

第 82 条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その者の申出により、当該各号に定める額を返還するものとする。

- (1) 検定料を納めた者で、出願しなかったもの 当該検定料相当額
- (2) 検定料を納めた者で、出願が受理されなかったもの 当該検定料相当額
- (3) 一の入学試験に係る検定料を、2 回以上納めた者 所定の検定料を超える額に相当する額
- (4) 学部又は学環において、出願書類等による選抜(以下この号において「第 1 段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下この号において「第 2 段階目の選抜」という。)を行う場合において、第 1 段階目の選抜で不合格となった者 第 2 段階目の選抜に係る検定料相当額
- (5) 個別学力検査出願受付後に大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者 前号に定める額に相当する額
- (6) 入学を許可するときに授業料を納めた者で、3 月 31 日までに入学を辞退したもの 当該授業料相当額
- (7) 前期中に後期に係る授業料を併せて納めた者で、後期に係る授業料の徴収期前に休学又は退学したもの 当該後期に係る授業料の額

(授業料の免除)

第 83 条 休学を許可され、又は命ぜられた者に対しては、授業料を免除することができる。

第 84 条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者に対しては、授業料を免除することができる。

- 2 前項に規定する者のほか死亡等やむを得ない事情があると認められる者に対しては、授業料を免除することができる。

(授業料の徴収猶予及び月割分納)

第 85 条 経済的理由等やむを得ない事情があると認められる者に対しては、授業料の徴収を猶予し、又は月割分納を許可することができる。

(免除、徴収猶予等の取消)

第 86 条 第 79 条の徴収猶予、第 84 条の免除又は前条の徴収猶予若しくは月割分納の許可があったあとで、その理由が消滅したと認めるときは、その許可を取り消す。

(免除及び徴収猶予に関する規則)

第 87 条 この学則に定めるもののほか、入学料及び授業料の免除及び徴収猶予の実施に関する規則は、別に定める。

第 9 節 賞罰

(表彰)

第 88 条 学生として表彰に価する行為があったときは、学長は、これを表彰する。この場合、学長は、当該表彰について国立大学法人熊本大学教育研究評議会(以下「教育研究評議会」という。)に報告する。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第 89 条 学生が本学の規則に背き、又は学生としての本分に反する行為があったときは、学部長又は学環長の申出により、学長は、これを懲戒する。この場合、学長は、当該懲戒について教育研究評議会に報告する。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 停学の期間は、修業年限に算入せず、在学期間に算入する。

5 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第 10 節 寄宿舍

(寄宿舍)

第 90 条 本学に、寄宿舍を置く。

2 寄宿舍に関する規則は、別に定める。

第 11 節 特別の課程

第 91 条 本学の学生以外の者を対象として、学教法第 105 条に規定する特別の課程を編成し、これを履修する者(以下「特別の課程履修生」という。)に対し、単位を与えることができる。

2 特別の課程履修生に対する単位の授与については、第 40 条の規定を準用する。

3 前 2 項に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 次の学科については、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

法学部 公共政策学科

理学部 数理科学科 物理科学科 物質化学科 地球科学科 生物科学科 環境理学科

- 3 熊本大学学則等を廃止する規則(平成 16 年 3 月 26 日制定)により廃止された熊本大学学則(昭和 24 年 6 月 1 日制定)の附則の規定により存続するものとされた学科又は課程のうち、平成 16 年 3 月 31 日に存続するものについては、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日に当該学科又は課程に在学する者が当該学科又は課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 前 2 項の規定により存続する学科又は課程の授業科目の履修、卒業等に関する事項については、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 3 月 24 日学則第 2 号)

- 1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 文学部の人間科学科及び地域科学科は、改正後の第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(平成 17 年 12 月 22 日学則第 4 号)

この学則は、平成 17 年 12 月 22 日から施行する。

附 則(平成 18 年 2 月 23 日学則第 2 号)

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 次の学科については、改正後の第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

薬学 薬科学科
部

工学 環境システム工学科 知能生産システム工学科 電気システム工学科 数理情報システム工学科
部

附 則(平成 18 年 9 月 7 日学則第 6 号)

この学則は、平成 18 年 9 月 25 日から施行する。

附 則(平成 18 年 10 月 26 日学則第 9 号)

この学則は、平成 18 年 10 月 26 日から施行する。

附 則(平成 18 年 10 月 26 日学則第 10 号)

この学則は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 11 月 30 日学則第 12 号)

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 2 月 22 日学則第 3 号)

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 教育学部の養護学校教員養成課程は、改正後の第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成 19 年 3 月 22 日学則第 5 号)

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 9 月 27 日学則第 7 号)

この学則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 1 月 24 日学則第 2 号)

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 17 条の次に 1 条を加える改正規定は、平成 20 年 1 月 24 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 27 日学則第 5 号)

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 9 月 25 日学則第 6 号)

この学則は、平成 20 年 9 月 25 日から施行する。

附 則(平成 20 年 11 月 27 日学則第 8 号)

この学則は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 26 日学則第 2 号)

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第 19 条第 2 項、第 32 条第 2 項及び第 51 条第 4 項の規定は、平成 21 年度入学者から適用し、平成 20 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 12 月 24 日学則第 5 号)

この学則は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 2 月 24 日学則第 1 号)

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 24 日学則第 4 号)

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 6 月 24 日学則第 7 号)

この学則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 9 月 30 日学則第 9 号)

この学則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 2 月 24 日学則第 1 号)

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第 35 条第 1 項の規定は、平成 23 年度入学者から適用し、平成 22 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 5 月 26 日学則第 4 号)

この学則は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 7 月 28 日学則第 6 号)

この学則は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 9 月 22 日学則第 8 号)

この学則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 11 月 24 日学則第 10 号)

この学則は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 22 日学則第 2 号)

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第 35 条第 1 項の規定は、平成 24 年度入学者から適用し、平成 23 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 11 月 29 日学則第 6 号)

- 1 この学則は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 8 条第 1 項に規定する大学院自然科学研究科の減災型社会システム実践研究教育センターは、平成 30 年 11 月 30 日まで存続するものとする。

附 則(平成 25 年 2 月 28 日学則第 2 号)

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第 6 条の 2 に規定するパルスパワー科学研究所は、令和 5 年 3 月 31 日まで存続するものとする。
- 3 この学則による改正後の第 19 条第 2 項の規定は、平成 25 年度入学者から適用し、平成 24 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 7 月 25 日学則第 5 号)

この学則は、平成 25 年 7 月 25 日から施行する。

附 則(平成 26 年 4 月 25 日学則第 3 号)

この学則は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 11 月 27 日学則第 6 号)

この学則は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 1 月 22 日学則第 1 号)

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 2 月 27 日学則第 4 号)

この学則は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 26 日学則第 6 号)

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 6 月 25 日学則第 9 号)

この学則は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 1 月 28 日学則第 2 号)

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 2 月 24 日学則第 4 号)

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 24 日学則第 6 号)

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 5 月 26 日学則第 8 号)

この学則は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 9 月 23 日学則第 9 号)

この学則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行し、改正後の第 30 条第 1 項第 5 号の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 29 年 2 月 23 日学則第 2 号)

1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この学則による改正後の第35条第1項の規定は、平成29年度入学者から適用し、平成28年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成29年11月24日学則第5号)

この学則は、平成29年12月9日から施行する。

附 則(平成30年3月22日学則第2号)

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 工学部の物質生命化学科、マテリアル工学科、機械システム工学科、社会環境工学科、建築学科、情報電気電子工学科及び数理工学科は、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 大学院自然科学研究科附属総合科学技術共同教育センターは、改正後の第8条の規定にかかわらず、平成30年3月31日に自然科学研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成30年4月26日学則第5号)

この学則は、平成30年5月1日から施行する。

附 則(平成30年9月27日学則第6号)

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月27日学則第9号)

この学則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則(平成31年2月28日学則第2号)

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月28日学則第5号)

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年5月7日学則第7号)

この学則は、令和元年5月7日から施行する。

附 則(令和2年2月27日学則第2号)

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月26日学則第4号)

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年9月24日学則第5号)

この学則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則(令和2年10月2日学則第7号)

この学則は、令和2年10月2日から施行する。

附 則(令和3年2月24日学則第2号)

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月22日学則第4号)

この学則は、令和3年4月23日から施行する。

附 則(令和4年3月24日学則第2号)

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 教育学部の小学校教員養成課程、中学校教員養成課程、特別支援教育教員養成課程及び養護教諭養成課程は、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、令和4年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(令和4年9月22日学則第6号)

この学則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和5年2月22日学則第2号)

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月23日学則第4号)

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年7月27日学則第5号)

この学則は、令和5年7月27日から施行し、改正後の第30条第1項第12号の規定は、令和5年5月1日から適用する。

附 則(令和6年1月25日学則第1号)

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月28日学則第3号)

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

○熊本大学学生定員規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 120 号)

改正 平成 17 年 3 月 24 日規則第 52 号 平成 18 年 2 月 23 日規則第 18 号
平成 19 年 2 月 22 日規則第 9 号 平成 20 年 1 月 24 日規則第 22 号
平成 21 年 3 月 26 日規則第 56 号 平成 22 年 2 月 24 日規則第 10 号
平成 23 年 2 月 24 日規則第 11 号 平成 24 年 3 月 22 日規則第 36 号
平成 25 年 3 月 29 日規則第 24 号 平成 26 年 3 月 31 日規則第 40 号
平成 27 年 3 月 12 日規則第 93 号 平成 28 年 3 月 18 日規則第 41 号
平成 29 年 2 月 28 日規則第 95 号 平成 30 年 3 月 16 日規則第 39 号
平成 31 年 3 月 27 日規則第 44 号 令和元年 5 月 7 日規則第 303 号
令和 2 年 3 月 27 日規則第 61 号 令和 3 年 3 月 31 日規則第 99 号
令和 4 年 3 月 31 日規則第 107 号 令和 5 年 3 月 31 日規則第 137 号
令和 6 年 1 月 25 日規則第 7 号 令和 6 年 3 月 28 日規則第 46 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本大学学則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 2 条第 2 項及び第 3 条第 2 項、
熊本大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 3 条第 1 項、熊本大学養護
教諭特別別科規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 3 条並びに熊本大学大学院学則(平成 16 年 4 月
1 日制定)第 12 条の規定に基づき、熊本大学(以下「本学」という。)及び熊本大学大学院(以
下「本学大学院」という。)の学生の収容定員又は入学定員を定める。

(学生の収容定員)

第 2 条 本学の学部及び学環の収容定員は、次のとおりとする。

学部及び学環の収容定員の表(令和 6 年度)

学部又は学環	学科・課程	各年次の収容定員						収容定員
		第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次	
文学部	総合人間学科	55	55	55	55			220
	歴史学科	35	35	35	35			140
	文学科	50	50	50	50			200
	コミュニケーション情報学科	30	30	30	30			120
	(学部共通)			10	10			20
	計	170	170	180	180			700
教育学部	小学校教員養成課程	－	－	－	110			110
	中学校教員養成課程	－	－	－	70			70
	特別支援教育教員養成課程	－	－	－	20			20
	養護教諭養成課程	－	－	－	30			30
	学校教育教員養成課程	220	220	220	－			660
	計	220	220	220	230			890

法学部	法学科	210 (10)	210	210	210			840 (10)
	(学部共通)			10	10			20
	計	210 (10)	210	220	220			860 (10)
理学部	理学科	200 (10)	200	200	200			800 (10)
	計	200 (10)	200	200	200			800 (10)
医学部	医学科	110	110	110	110	110	115	665
	保健学科	144	144	144	144			576
	(保健学科共通)			16	16			32
	計	254	254	270	270	110	115	1,273
薬学部	薬学科	55	55	55	55	55	55	330
	創薬・生命薬科学科	35	35	35	35			140
	計	90	90	90	90	55	55	470
工学部	土木建築学科	124 (6)	124	124	124			496 (6)
	(学科共通)			10	10			20
	機械数理工学科	108 (7)	109	109	109			435 (7)
	(学科共通)			10	12			22
	情報電気工学科	132 (20)	149	149	149			579 (20)
	(学科共通)			20	35			55
	材料・応用化学科	129 (7)	131	131	131			522 (7)
	(学科共通)			5	8			13
	半導体デバイス工学課程	20	-	-	-			20
	(課程共通)			20	-			20
	計	513 (40)	513	578	578			2,182 (40)
情報融合学環		60	-	-	-			60
	計	60						60
合計		1,657	1,657	1,758	1,768	165	170	7,175

備考

- 1 (学部共通)、(保健学科共通)、(学科共通)又は(課程共通)は、第3年次編入学定員である。
- 2 各年次の収容定員の欄中「-」で示すものは、学年進行中、廃止予定又は募集停止の学科・課程である。
- 3 情報融合学環の収容定員は、法学部、理学部及び工学部の収容定員の内数である。
- 4 括弧書きの数字は、情報融合学環の収容定員とする学部の収容定員で内数である。

第3条 本学の専攻科の収容定員は、次のとおりとする。

専攻科の収容定員の表(令和6年度)

専攻科	専攻	収容定員
特別支援教育特別専攻科	特別支援教育専攻	15
合計		15

第4条 本学の別科の学生の収容定員は、次のとおりとする。

別科の収容定員の表(令和6年度)

別科	収容定員
養護教諭特別別科	40
合計	40

第5条 本学大学院の修士課程及び博士前期課程の収容定員は、次のとおりとする。

修士課程及び博士前期課程の収容定員の表(令和6年度)

研究科又は教育部	専攻	各年次の収容定員		収容定員
		第1年次	第2年次	
社会文化科学教育部	法政・紛争解決学専攻	14 (3)	11	25 (3)
	熊本大学・マサチューセッツ州立大学ボストン校紛争解決学国際連携専攻	4	4	8
	現代社会人間学専攻	18	18	36
	文化学専攻	18	18	36
	教授システム学専攻	15	15	30
	計	69 (3)	66	135 (3)
自然科学教育部	理学専攻	110	110	220
	土木建築学専攻	75	75	150
	機械数理工学専攻	65	65	130
	情報電気工学専攻	103	103	206
	材料・応用化学専攻	90	90	180
	計	443	443	886
医学教育部	医科学専攻	20	20	40
	計	20	20	40
保健学教育部	保健学専攻	24	24	48
	計	24	24	48
薬学教育部	創薬・生命薬科学専攻	35	35	70
	計	35	35	70
合計		591 (3)	588	1,179 (3)

備考

1 括弧書きの数字は、標準修業年限を1年とする入学定員で内数。

2 各年次の収容定員の欄中「-」で示すものは、学年進行中、廃止予定又は募集停止の専攻である。

第6条 本学大学院の博士課程(博士前期課程を除く。)の収容定員は、次のとおりとする。

博士課程(博士前期課程を除く。)の収容定員の表(令和6年度)

研究科又は教育部	専攻	各年次の収容定員				収容定員
		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	
自然科学研究科	情報電気電子工学専攻	—	—	—		0
	計	—	—	—		0
社会文化科学教育部	人間・社会科学専攻	6	6	6		18
	文化学専攻	6	6	6		18
	教授システム学専攻	3	3	3		9
	計	15	15	15		45
自然科学教育部	理学専攻	12	12	12		36
	工学専攻	46	46	46		138
	計	58	58	58		174
医学教育部	医学専攻	88	88	88	88	352
	計	88	88	88	88	352
保健学教育部	保健学専攻	6	6	6		18
	計	6	6	6		18
薬学教育部	医療薬学専攻	8	8	8	8	32
	創薬・生命薬科学専攻	10	10	10		30
	計	18	18	18	8	62
合計		185	185	185	96	651

備考 各年次の収容定員の欄中「-」で示すものは、学年進行中、廃止予定又は募集停止の専攻である。

第7条 本学大学院の教職大学院の課程の収容定員は、次のとおりとする。

教職大学院の課程の収容定員の表(令和6年度)

研究科	専攻	各年次の収容定員		収容定員
		第1年次	第2年次	
教育学研究科	教職実践開発専攻	30	30	60
合計		30	30	60

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月24日規則第52号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年2月23日規則第18号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 2 月 22 日規則第 9 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 1 月 24 日規則第 22 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 26 日規則第 56 号)

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条の表に規定する医学部医学科の第 1 年次収容定員 115 人については、平成 22 年度から令和元年度までとし、令和 2 年度からは 110 人とする。

附 則(平成 22 年 2 月 24 日規則第 10 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 2 月 24 日規則第 11 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 22 日規則第 36 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 24 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日規則第 40 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 12 日規則第 93 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 18 日規則第 41 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 2 月 28 日規則第 95 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 16 日規則第 39 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 27 日規則第 44 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 5 月 7 日規則第 303 号)

この規則は、令和元年 5 月 7 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 27 日規則第 61 号)

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条の表に規定する医学部医学科の第 1 年次収容定員 110 人については、令和 2 年度から令和 6 年度までとし、令和 7 年度からは 105 人とする。

附 則(令和 3 年 3 月 31 日規則第 99 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 31 日規則第 107 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 31 日規則第 137 号)

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 1 月 25 日規則第 7 号)

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 28 日規則第 46 号)

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

○熊本大学学位規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 140 号)

改正 平成 18 年 2 月 23 日規則第 20 号 平成 20 年 3 月 27 日規則第 88 号
 平成 21 年 3 月 26 日規則第 58 号 平成 22 年 2 月 24 日規則第 11 号
 平成 24 年 3 月 22 日規則第 37 号 平成 24 年 5 月 9 日規則第 68 号
 平成 25 年 2 月 28 日規則第 9 号 平成 25 年 5 月 23 日規則第 125 号
 平成 27 年 2 月 27 日規則第 78 号 平成 29 年 2 月 23 日規則第 25 号
 平成 30 年 3 月 22 日規則第 68 号 平成 30 年 12 月 27 日規則第 282 号
 平成 31 年 3 月 28 日規則第 45 号 令和元年 5 月 7 日規則第 313 号
 令和元年 7 月 1 日規則第 369 号 令和 2 年 2 月 27 日規則第 11 号
 令和 2 年 7 月 22 日規則第 199 号 令和 3 年 3 月 24 日規則第 22 号
 令和 5 年 2 月 22 日規則第 13 号 令和 6 年 1 月 25 日規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号。以下「省令」という。)の規定に基づき、熊本大学(以下「本学」という。)において授与する学位、論文(特定の課題についての研究の成果及び研究報告書を含む。以下同じ。)の審査及び試験の方法その他学位に関し必要な事項を定める。

(学位)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び教職修士(専門職)とする。

(学位授与の要件)

第 3 条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院の修士課程を修了した者又は熊本大学大学院学則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「大学院学則」という。)第 3 条第 2 項に規定する博士前期課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学大学院の博士課程を修了した者に授与する。

4 教職修士(専門職)の学位は、本学教職大学院の課程を修了した者に授与する。

5 第 3 項に定めるもののほか、博士の学位は、博士課程を経ない者で、本学に論文を提出し、その審査に合格し、かつ、大学院博士課程修了者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与することができる。

(論文の提出)

第 4 条 前条第 5 項によって博士の学位を申請するときは、論文に学位申請書、履歴書、論文要旨及び論文目録並びに所定の学位論文審査手数料を添え、学長に提出しなければならない。

2 本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、博士の学位を申請するときは、前項の規定による。ただし、退学したときから 1 年以内に論文を提出した場合は、学位論文審査手数料を免除する。

3 前 2 項の規定により提出した論文及び納入した学位論文審査手数料は返還しない。

(論文)

第5条 提出する論文は、1編とする。ただし、参考として、他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型又は標本等の提出を求めることがある。

(教授会の指定)

第6条 第4条第1項又は第2項の規定により論文の提出があったときは、学長は、研究科又は教育部の教授会を指定し、審査を付託する。

(審査委員会)

第7条 教授会は、その構成員のうちから3人以上の審査委員を選出して審査委員会を設ける。ただし、教授会が必要と認めるときは、当該教授会を置く研究科又は教育部の専任(教育上の専任をいう。以下同じ。)の教員で当該教授会構成員以外の者(研究指導教員に限る。)を選出することができる。

2 前項の規定にかかわらず、教職修士(専門職)の学位の授与に係る審査委員会は、教職大学院の課程を担当する教員3人以上により構成し、教職大学院の専任の教員を1人以上含むものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、国際連携専攻の修了による学位の授与に係る審査委員会は、当該国際連携専攻において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学院(以下「連携外国大学院」という。)との協議を経て、当該国際連携専攻を担当する教員3人以上により構成し、本学の教員及び連携外国大学院の教員をそれぞれ1人以上含むものとする。

4 教授会は、第1項及び第2項に規定する審査委員に他の研究科若しくは教育部又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を加えることができる。

5 審査委員会は、論文の審査、試験及び試問を行う。

6 審査委員会(国際連携専攻の修了による学位の授与に係る審査委員会を除く。)は、必要があるときは、教授会の議を経て、審査の一部を研究科若しくは教育部の授業担当教員、他の研究科若しくは教育部の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等に委嘱することができる。

(論文の審査試験及び試問)

第8条 提出された論文については、審査及び最終試験を行うものとし、最終試験は、論文を中心とし、これに関連のある事項について行う。

2 第3条第5項に該当する者については、前項のほかに、本学大学院の博士課程修了者と同等以上の学識を有することを確認するために試問を行う。

(試問の免除)

第9条 第4条第2項の規定により学位を申請する者が、退学してからその研究科又は教育部所定の年限内に論文を提出したときは、試問を免除することができる。

(審査期間)

第10条 論文の審査は、修士の論文にあっては提出した学生の在学中に、博士の論文にあっては受理した日から1年以内に終了しなければならない。

(審査委員会の報告)

第 11 条 審査委員会は、論文の審査、試験又は試問を終了したときは、論文審査要旨に意見を附し、試験又は試問の成績と共に、教授会に文書で報告しなければならない。

(教授会の審議)

第 12 条 教授会は、前条の報告に基づいて第 8 条に規定する論文の審査及び最終試験の可否について審議する。

2 前項の審議については、構成員の 3 分の 2 以上の出席を必要とする。ただし、外国出張中、休職中、その他教授会がやむを得ない事由があると認めた委員は、構成員の数に算入しない。

3 学位授与に係る可否の判定は、出席委員の 3 分の 2 以上の賛成がなければならない。

(研究科長又は教育部長の報告)

第 13 条 研究科長又は教育部長は、教授会が前条第 3 項の判定を行ったときは、その結果を文書で、学長に報告しなければならない。

(修士又は博士の学位の授与)

第 14 条 学長は、前条の報告に基づき、修士又は博士の学位を授与すべき者には所定の学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

(専攻分野の付記)

第 15 条 第 2 条の学位を授与するに当たっては、別表に定める専攻分野の名称を付記するものとする。

(学位論文要旨の公表)

第 16 条 本学は、博士の学位を授与した場合、学位を授与した日から 3 月以内に、その学位論文の内容の要旨及びその審査の結果の要旨を熊本大学学術リポジトリにより公表する。

(学位論文の公表)

第 17 条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から 1 年以内に、その学位論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科長又は教育部長の承認を得て、当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前 2 項の規定により学位論文を公表する場合には、熊本大学審査学位論文である旨を明記しなければならない。

4 前 3 項の規定による公表は、熊本大学学術リポジトリにより行うものとする。

(学位名称の使用)

第 18 条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「熊本大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第 19 条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明した場合、学長は、教授会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表する。

2 教授会において、前項の議決をするには、構成員の 3 分の 2 以上の出席を必要とし、出席者の 4 分の 3 以上の賛成がなければならない。この場合において、外国出張中の者は、構成員の数に算入しない。

(学位記の再交付)

第 20 条 学位記の再交付を受けようとするときは、その理由を記載した申請書に手数料を添えて、学長に願い出なければならない。

(博士の学位授与の報告)

第 21 条 博士の学位を授与したときは、学長は、省令第 12 条の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位記及び提出書類の様式)

第 22 条 学位記及び学位申請関係書類の様式は、別記様式のとおりとする。

(細則)

第 23 条 この規則で定めるもののほか、必要な細則は、研究科長又は教育部長が学長の承認を経て定めることができる。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 熊本大学学則(平成 16 年 4 月 1 日制定)附則第 2 項の規定により存続するものとされた法学部公共政策学科に在学する学生については、別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 熊本大学大学院学則(平成 16 年 4 月 1 日制定)附則第 3 項の規定により存続するものとされた医学研究科及び薬学研究科の各専攻に在学する学生については、別表の規定及び学位記の様式にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 第 3 条第 5 項の規定による博士(生命科学)の学位の授与は、平成 15 年度の入学者が医学教育部の博士課程又は薬学教育部の博士後期課程を修了し当該学位の授与を受ける日又は平成 15 年度入学者の標準修業年限が経過する日のいずれか早い日までの間は、それぞれ行わないものとする。

附 則(平成 18 年 2 月 23 日規則第 20 号)

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年 3 月 31 日に薬学部薬科学科に在学し、引き続き当該学科に在学する学生については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 3 月 27 日規則第 88 号)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年 3 月 31 日に大学院文学研究科又は大学院法学研究科に在学し、引き続き当該研究科に在学する学生については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 3 月 26 日規則第 58 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 2 月 24 日規則第 11 号)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 3 月 31 日に大学院薬学教育部博士前期課程に在学し、引き続き当該教育部に在学する学生については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第 3 条第 5 項の規定による博士(保健学)又は博士(看護学)の学位の授与は、平成 22 年度の入学者が大学院保健学教育部の博士後期課程を修了し当該学位の授与を受ける日又は平成 22 年度入学者の標準修業年限が経過する日のいずれか早い日までの間は、それぞれ行わないものとする。

附 則(平成 24 年 3 月 22 日規則第 37 号)

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年 3 月 31 日に大学院薬学教育部博士後期課程に在学し、引き続き当該教育部に在学する学生については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第 3 条第 5 項の規定による博士(薬科学)の学位の授与は、平成 24 年度の入学者が大学院薬学教育部の博士後期課程を修了し当該学位の授与を受ける日又は平成 24 年度入学者の標準修業年限が経過する日のいずれか早い日までの間は、それぞれ行わないものとする。

附 則(平成 24 年 5 月 9 日規則第 68 号)

この規則は、平成 24 年 5 月 9 日から施行する。

附 則(平成 25 年 2 月 28 日規則第 9 号)

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表の規定並びに別記様式第 2 及び第 3 は、平成 24 年度入学者から適用し、平成 23 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 第 3 条第 5 項の規定による博士(健康生命科学)の学位の授与は、平成 24 年度の入学者が大学院医学教育部の博士課程並びに大学院薬学教育部の博士課程及び博士後期課程を修了し当該学位の授与を受ける日又は平成 24 年度入学者の標準修業年限が経過する日のいずれか早い日までの間は、それぞれ行わないものとする。

附 則(平成 25 年 5 月 23 日規則第 125 号)

この規則は、平成 25 年 5 月 23 日から施行し、改正後の第 16 条及び第 17 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 27 年 2 月 27 日規則第 78 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 2 月 23 日規則第 25 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 22 日規則第 68 号)

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年 3 月 31 日に大学院自然科学研究科に在学し、引き続き当該研究科に在学する学生については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 12 月 27 日規則第 282 号)

この規則は、平成 30 年 12 月 27 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 28 日規則第 45 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 5 月 7 日規則第 313 号)

この規則は、令和元年 5 月 7 日から施行する。

附 則(令和元年 7 月 1 日規則第 369 号)

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 2 月 27 日規則第 11 号)

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年 3 月 31 日に大学院教育学研究科修士課程に在学し、引き続き当該研究科に在学する学生については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 7 月 22 日規則第 199 号)

この規則は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 24 日規則第 22 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 2 月 22 日規則第 13 号)

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 1 月 25 日規則第 8 号)

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 15 条関係)

学位の別	学部、学環、研究科又は教育部の別	専攻分野の名称
学士	文学部	文学
	教育学部	教育学
	法学部	法学
	理学部	理学
	医学部	医学、看護学又は保健学
	薬学部	薬学、創薬科学又は生命薬科学
	工学部	工学
	情報融合学環	情報学
修士	社会文化科学教育部	文学、法学、公共政策学、紛争解決学、教授システム学又は学術
	自然科学教育部	理学、工学又は学術
	医学教育部	医科学
	保健学教育部	保健学又は看護学
	薬学教育部	薬科学
博士	社会文化科学教育部	文学、法学、公共政策学又は学術
	自然科学教育部	理学、工学又は学術
	医学教育部	医学、生命科学又は健康生命科学
	保健学教育部	保健学又は看護学
	薬学教育部	薬学、薬科学、生命科学又は健康生命科学
教職修士 (専門職)	教育学研究科	—

別記様式第 1

第 3 条第 1 項の規定により授与する学位記（情報融合学環の卒業により授与する学位記を除く。）の様式

[別紙参照]

別記様式第 1 の 2

第 3 条第 1 項の規定により授与する学位記（情報融合学環の卒業により授与する学位記に限る。）の様式

[別紙参照]

別記様式第 2

第 3 条第 2 項の規定により授与する学位記(社会文化科学教育部熊本大学・マサチューセッツ州立大学ボストン校紛争解決学国際連携専攻の修了により授与する学位記を除く。)の様式
[別紙参照]

別記様式第 2 の 2

第 3 条第 2 項の規定により授与する学位記(社会文化科学教育部熊本大学・マサチューセッツ州立大学ボストン校紛争解決学国際連携専攻の修了により授与する学位記に限る。)の様式
[別紙参照]

別記様式第 3

第 3 条第 3 項の規定により授与する学位記の様式
[別紙参照]

別記様式第 4

第 3 条第 4 項の規定により授与する学位記の様式
[別紙参照]

別記様式第 5

第 3 条第 5 項の規定により授与する学位記の様式
[別紙参照]

別記様式第 6

学位申請関係書類の様式
[別紙参照]

別記様式第1 第3条第1項の規定により授与する学位記（情報融合学環の卒業により授与する学位記を除く。）の様式

○第	号		
学位記			
氏		名	
年		月	日生
本学○○学部◎◎学科（課程）所定の課程を修めて本学を卒業したので 学士（□□）の学位を授与する			
年		月	日
熊本大学長 氏 名 印			

（日本産業規格A 4縦型）

備考

- 1 番号の○印には、熊本大学学則第2条第1項に掲げる学部の名称の頭文字を、本文の○印には学部の名称を記入する。
- 2 ◎印には、熊本大学学則第2条第1項に掲げる学科又は課程の名称を記入する。
- 3 □印には、別表（第15条関係）に掲げる専攻分野の名称を記入する。

別記様式第1の2 第3条第1項の規定により授与する学位記(情報融合学環の卒業により授与する学位記に限る。)の様式

情第 号

学位記

氏 名

年 月 日生

本学情報融合学環所定の課程を修めて本学を卒業したので学士(情報学)の学位を授与する

年 月 日

熊本大学長 氏 名 印

(日本産業規格A 4縦型)

別記様式第2 第3条第2項の規定により授与する学位記の様式

修○第	号				
学位記 氏 名 年 月 日生 本学大学院□□研究科◎◎専攻の△△課程を修了したので 修士（○○）の学位を授与する （◇◇◇◇◇） 年 月 日 熊本大学長 氏 名 印					

（日本産業規格A4縦型）

備考

- 1 番号の○印には、別表（第15条関係）に掲げる専攻分野の名称の頭文字（修士（教授システム学）の学位を授与する場合にあっては「教シ」）を、本文の○印には、専攻分野の名称を記入する。
- 2 □□研究科の部分には、大学院学則第10条に掲げる研究科又は教育部の名称を記入する。
- 3 ◎印には、大学院学則第10条に掲げる専攻の名称を記入する。
- 4 △印には、修士課程を修了した者には「修士」と、博士前期課程を修了した者には「博士前期」と、記入する。
- 5 ◇印には、熊本大学卓越大学院プログラム規則（令和2年2月27日制定）第2条に規定するプログラムの略称を記入する。



In accordance with the Memorandum of Agreement
of February 24, 2021
between Kumamoto University and The University of Massachusetts Boston
熊本大学およびマサチューセッツ州立大学ボストン校間で2021年2月24日に締結された協定に鑑み
award the two universities jointly THE DEGREE of
両大学が以下の学位を以下の者に授与する

MASTER in CONFLICT RESOLUTION

修士 (紛争解決学)

To

NAME

(氏名)

Date of birth

(生年月日)

Awarded on

(学位授与の日付)

President

Kumamoto University

Chancellor

The University of Massachusetts Boston

【学長サイン】 Signature

【学長サイン】 Signature

学位番号

Diploma No._

別記様式第3 第3条第3項の規定により授与する学位記の様式

博○第	号			
学位記 氏 名 年 月 日生 本学大学院□□研究科◎◎専攻の博士課程を修了したので 博士（○○）の学位を授与する （◇◇◇◇修了） 年 月 日 熊本大学長 氏 名 印				

（日本産業規格 A 4 縦型）

備考

- 1 番号の○印には、別表（第15条関係）に掲げる専攻分野の名称の頭文字（博士（薬科学）の学位を授与する場合にあっては「薬科」、博士（生命科学）の学位を授与する場合にあっては「生命」）を、本文の○印には、専攻分野の名称を記入する。
- 2 □□研究科の部分には、大学院学則第10条に掲げる研究科又は教育部の名称を記入する。
- 3 ◎印には、大学院学則第10条に掲げる研究科又は教育部の専攻の名称を記入する。
- 4 ◇印には、熊本大学大学院博士課程教育リーディングプログラム規則（平成25年2月28日制定）第2条及び熊本大学卓越大学院プログラム規則（令和2年2月27日制定）第2条に規定するプログラムの略称を記入する。

別記様式第4 第3条第4項の規定により授与する学位記の様式

教修専第	号
学位記	
氏	名
年	月 日生
本学大学院教育学研究科教職実践開発専攻の教職大学院の課程を修了したので教職修士（専門職）の学位を授与する	
年	月 日
熊本大学長 氏 名 印	

（日本産業規格A4縦型）

別記様式第5 第3条第5項の規定により授与する学位記の様式

乙博○第	号
学位記	
氏	名
年	月 日生
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので 博士（○○）の学位を授与する	
年	月 日
熊本大学長 氏 名 印	

（日本産業規格A4縦型）

備考 番号の○印には、別表（第15条関係）に掲げる専攻分野の名称の頭文字（博士（薬科学）の学位を授与する場合にあっては「薬科」、博士（生命科学）の学位を授与する場合にあっては「生命」）を、本文の○印には、専攻分野の名称を記入する。

別記様式第 6

学位申請関係書類の様式

(1) 第 4 条第 1 項の規定による学位申請書の様式

年 月 日
熊本大学長 殿 申請者 氏 名 ㊟ 学位申請書 貴学学位規則第 4 条第 1 項の規定により、論文に履歴書、論文要旨、論文目録及び審査料〇〇〇円を添え博士（〇〇）の学位を申請します。

備考

- 1 学位申請書は正副 2 通
- 2 論文は正副あわせて 3 通（参考論文についても同様）
- 3 論文要旨（4, 0 0 0 字以内）は 3 通
- 4 論文目録は 3 通
- 5 履歴書は 3 通

(2) 論文目録の様式

論文目録

報告番号	甲 乙 第 ○ ○ 号	氏 名	○ ○ ○ ○
主論文 題名 冊数 (既に印刷公表したものについては、その方法及び年月日、未公表のものについては、公表の方法及び時期を記入すること。) 参考論文 題名 冊数 (同上) 題名 冊数 (同上)			

備考

- 1 論文の題名が外国語の場合は、日本語で訳文を（ ）を付して記入すること。
- 2 報告番号は、記入しないこと。

○熊本大学工学部規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 199 号)

平成 21 年 3 月 6 日規則第 27 号	平成 22 年 1 月 27 日規則第 6 号
平成 23 年 2 月 23 日規則第 80 号	平成 24 年 3 月 6 日規則第 22 号
平成 25 年 3 月 6 日規則第 118 号	平成 26 年 2 月 26 日規則第 20 号
平成 27 年 3 月 18 日規則第 170 号	平成 29 年 3 月 6 日規則第 47 号
平成 30 年 3 月 20 日規則第 97 号	平成 31 年 3 月 6 日規則第 38 号
令和 2 年 3 月 27 日規則第 108 号	令和 3 年 1 月 27 日規則第 6 号
令和 3 年 3 月 23 日規則第 93 号	令和 4 年 3 月 23 日規則第 110 号
令和 5 年 3 月 7 日規則第 30 号	令和 6 年 3 月 27 日規則第 45 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条―第 4 条)
- 第 2 章 教育課程(第 5 条―第 13 条)
- 第 3 章 学力認定(第 14 条―第 20 条)
- 第 4 章 他の学部における履修(第 21 条)
- 第 5 章 卒業並びに教員の免許状及び学芸員資格(第 22 条―第 26 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本大学学則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「学則」という。)第 2 条第 3 項の規定に基づき、熊本大学工学部(以下「本学部」という。)の学科及び課程、教育プログラム、コース、授業科目、単位、履修方法その他必要な事項を定める。

(教育研究上の目的)

第 2 条 本学部は、社会と科学技術の関わりについての幅広い見識と豊かな専門知識を備え、人間社会と地球環境との共生の実現を指向しながら、社会の持続的発展を技術面から支える、人間性豊かな人材の育成を目的とする。

(学科及び課程)

第 3 条 本学部に、次の学科及び課程を置く。

土木建築学科

機械数理工学科

情報電気工学科

材料・応用化学科

半導体デバイス工学課程

(学科及び教育プログラム)

第 3 条の 2 本学部の学科に、次の教育プログラム(以下「コアプログラム」という。)を置く。

学科	コアプログラム
土木建築学科	土木工学 地域デザイン 建築学
機械数理工学科	機械工学 機械システム 数理工学
情報電気工学科	電気工学 電子工学 情報工学
材料・応用化学科	応用生命化学 応用物質化学 物質材料工学

(副教育プログラム)

第3条の3 本学部に次に掲げる副教育プログラムを置く。

- (1) グローバル展開プログラム(以下「GLEX プログラム」という。)
- (2) 減災・防災プログラム
- (3) ものづくり創造融合工学プログラム

2 副教育プログラムの所定の単位を修得した者は、副教育プログラム修了と認定する。

3 副教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(コース)

第4条 本学部の各学科及び課程にグローバルエンジニアリングコースを置き、各学科にあつては各学科のコアプログラム及び GLEX プログラムにより、課程にあつては課程の授業科目及び GLEX プログラムにより構成する。

2 本学部の各学科にグローバルリーダーコースを置き、各学科のコアプログラム及び GLEX プログラムにより構成する。

3 前2項に規定するコースの所定の単位を修得した者は、コース修了と認定する。

第2章 教育課程

(在学期間の特例)

第5条 再入学、編入学、転入学及び転部(以下「再入学等」という。)を許可された者の在学期間は、2年次に再入学等をする者は5年を、3年次に再入学等をする者は4年を、4年次に再入学等をする者は2年をそれぞれ超えることができない。

(履修)

第6条 本学部学生(以下「学生」という。)は、教養教育及び専門教育の授業科目を履修しなければならない。

(教養教育の授業科目の履修方法)

第7条 教養教育の授業科目の履修については、熊本大学教養教育履修規則(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(専門教育の授業科目の履修方法等)

第8条 専門教育の授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に区分し、授業科目名、単位数及び履修方法は、別表第1のとおりとする。

- 2 授業は、講義、演習、実験、実習等及びこれらを併用したものとする。
- 3 各学科及び課程の授業時間割及び授業担当教員は、学年又は学期の始めに公示する。ただし、臨時に開講する科目については、この限りでない。
- 4 毎年度に開講する授業科目の内容、方法、評価方法等は、学年の始めに授業計画書により公示する。

(コースの専門教育の授業科目の履修方法等)

第8条の2 コアプログラムの専門教育の授業科目名、単位数及び履修方法は、別表第1のとおりとする。

- 2 GLEXプログラムの授業科目名、単位数及び履修方法は、別表第1の2のとおりとする。
- 3 グローバルエンジニアリングコース及びグローバルリーダーコースに関し必要な事項は、別に定める。

(履修科目の登録の上限)

第9条 学生が履修科目として登録することができる単位数の上限は、別表第1の3のとおりとする。

- 2 再履修科目の単位数は、再履修を行う学期の単位数に算入する。
- 3 別に定める基準により、学生が所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められる場合は、教授会の議に基づき、第1項に定める単位数の上限を超えて履修科目を登録することができる。
- 4 前項に定めるもののほか、第1項に定める単位数の上限を超えて履修科目を登録することができる特別な事情があると認められる学生については、教授会の議に基づき、これを許可することがある。
- 5 第1項、第3項及び前項の規定は、グローバルエンジニアリングコース及びグローバルリーダーコースの学生については適用しない。

(卒業研究の着手条件)

第10条 学生は、第4年次に開講する卒業研究を履修するには、第3年次終了時まで、別表第2に定める教養教育の単位及び専門教育の単位を修得していなければならない。

- 2 前項の履修条件に達しない者に対しても、教授会の議を経て卒業研究を履修させることがある。

(単位の計算方法)

第11条 本学部の専門教育の授業科目の単位の計算方法は、学則第39条の規定により、次のとおりとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験及び実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

- 2 一の授業科目について、講義、演習、実験及び実習等のうち二以上の方法の併用によって行う場合の単位の計算方法は、前項各号の組合せによる。

(他の学科及び課程並びに他のコアプログラムにおける授業科目の履修)

第12条 学生は、他の学科及び課程並びに他のコアプログラムの授業科目を履修することができる。

(履修科目の届出)

第13条 学生は、各学期の始めに履修しようとする授業科目を所定の手続により、届け出なければならない。

第3章 学力認定

(単位の認定)

第14条 授業科目を履修した者については、学力試験及び出席状況その他により認定の上、合格した者に単位を与える。

- 2 前項の認定は、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可をもって合格とし、不可を不合格とする。ただし、授業科目の履修形態等により認定の標語をもって表すことがある。

- 3 修得した科目の成績及び単位数は、成績原簿に記入する。

(学力試験)

第15条 学力試験(以下「試験」という。)は、科目試験及び論文試験とする。

(試験の時期)

第16条 試験は、授業科目の終了する学期前半終了期若しくは後半終了期、学期末又は学年末に行う。ただし、科目によっては、随時行うことがある。

(受験科目)

第17条 学生は、履修した科目の出席時数とその科目の講義時数の3分の2以上でなければ受験することができない。

(追試験)

第18条 学生が、病気、忌引きその他公の証明のある事故のため、試験を受けることができなかった場合には、願い出により追試験を行うことがある。

(再試験)

第19条 学生が、第14条第2項に定めるところにより、不合格となった場合には、願い出により再試験を行うことがある。

- 2 再試験の細目については、別に定める。

(追試験又は再試験の願出)

第20条 学生は、追試験又は再試験を受けようとする場合は、指定の期日までに受験科目を願い出なければならない。

第4章 他の学部における履修

(他の学部及び学環における授業科目の履修等)

第 21 条 学生は、他の学部及び学環の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の授業科目を履修しようとする者は、所定の履修届を本学部の学部長に提出し、その承認を得なければならない。
- 3 前 2 項の規定により修得した専門科目の単位は、本学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 前項の規定により修得した専門科目の単位は、第 12 条により修得した単位と合わせて 12 単位を超えない範囲で、本学部における卒業に要する専門科目の選択科目のうち自由選択科目の単位として認定することができる。

第 5 章 卒業並びに教員の免許状及び学芸員資格

(卒業の要件)

第 22 条 本学部に 4 年以上在学し、この規則の定めるところにより、別表第 3 に掲げる単位を修得した者は、卒業と認定する。

(早期卒業の要件)

第 23 条 前条の規定にかかわらず、卒業要件単位を優れた成績をもって修得し、学生が早期の卒業を希望する場合は、3 年以上の在学とすることができる。

- 2 前項に規定する優れた成績の基準については、別に定める。

(教育職員の免許状授与の所要資格の取得)

第 24 条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 前項の単位を修得し、卒業と認定された者が、本学部において資格を取得できる教育職員の免許状の種類は、別表第 4 のとおりとする。

(学芸員資格の取得)

第 25 条 学芸員となる資格を取得しようとする者は、博物館法施行規則(昭和 30 年文部省令第 24 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

(雑則)

第 26 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て、別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 15 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 3 月 23 日規則第 46 号)

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この規則による改正後の第12条第2項の規定は、平成17年度入学者から適用し、平成16年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成17年11月2日規則第123号)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第2条及び第3条並びに別表第1から別表第4までの規定は、平成18年度入学者から適用し、平成17年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月6日規則第27号)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第1の規定は、平成21年度入学者から適用し、平成20年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成22年1月27日規則第6号)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第4条の表、別表第1、別表第2及び別表第3の規定は、平成22年度入学者から適用し、平成21年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成23年2月23日規則第80号)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第4条の2、第7条の2、第8条第1項及び第5項、別表第1の2、別表第2並びに別表第3の規定は、平成23年度入学者から適用し、平成22年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月6日規則第22号)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第4条、第7条の2、別表第1、別表第1の2、別表第2及び別表第3の規定は、平成24年度入学者から適用し、平成23年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月6日規則第118号)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第5条及び別表第1の規定は、平成25年度入学者から適用し、平成24年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成26年2月26日規則第20号)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

- 2 この規則による改正後の別表第1の規定は、平成26年度入学者から適用し、平成25年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月18日規則第170号)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第4条、第8条の2、第9条第5項、別表第1、別表第1の2、別表第2及び別表第3の規定は、平成27年度入学者から適用し、平成26年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成29年3月6日規則第47号)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第4条、第8条の2、第9条第5項、別表第1、別表第1の2、別表第2及び別表第3の規定は、平成29年度入学者から適用し、平成28年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月20日規則第97号)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第3条、第3条の2、第4条、第12条、第16条、別表第1、別表第1の2から別表第4までの規定は、平成30年度入学者から適用し、平成29年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月6日規則第38号)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第1の3及び別表第2の規定は、平成31年度入学者から適用し、平成30年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(令和2年3月27日規則第108号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年1月27日規則第6号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月23日規則第93号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月23日規則第110号)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

- 2 この規則による改正後の第9条第1項、別表第1及び別表第1の3から別表第3までの規定は、令和4年度入学者から適用し、令和3年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(令和5年3月7日規則第30号)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第3条の2第1項、別表第1、別表第2及び別表第3の規定は、令和5年度入学者から適用し、令和4年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(令和6年3月27日規則第45号)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第3条の3第1項、第4条第1項及び第2項並びに別表第1から別表第4までの規定は、令和6年度の入学者(半導体デバイス工学課程の3年次に編入学する者を含む。)から適用し、令和5年度以前の入学者については、なお従前の例による。

別表第1(第8条関係)

[別紙参照]

別表第1の2(第8条の2関係)

[別紙参照]

別表第1の3 履修登録上限単位数(第9条関係)

[別紙参照]

別表第2 卒業研究の着手条件(第10条関係)

[別紙参照]

別表第3 卒業の要件(第22条関係)

[別紙参照]

別表第4 教育職員免許状の種類(第24条関係)

[別紙参照]

別表第1(第8条関係)

各学科・課程の専門教育科目

土木建築学科

科目区分	授業科目	単位数	開講時期	必修選択		
				土木工学	地域デザイン	建築学
工学基礎科目	物理・化学Ⅰ	2	1-①	○	○	○
	物理・化学Ⅱ	2	1-③	○	○	○
	工学基礎実験	1	1-前	○	○	○
	数学演習Ⅰ	1	1-前	○	○	○
	数学演習Ⅱ	1	1-後	○	○	○
	データサイエンス・データエンジニアリング・AI概論	2	3-前	○	○	○
工学英語科目	工学英語Ⅰ	1	2-前	○	○	○
	工学英語Ⅱ	1	2-後	○	○	○
	工学英語Ⅲ	1	3-前	○	○	○
	工学英語Ⅳ	1	3-後	○	○	○
	工学英語Ⅴ	1	3-後			○
関C 目連O 科C	社会と企業	2	1-後	○	○	○
	インターンシップ	2	3-前			
学科基盤科目	力学Ⅰ	2	1-②	○	○	○
	力学Ⅱ	2	1-④	○	○	○
	空間デザイン演習Ⅰ	2	1-前	○	○	○
	空間デザイン演習Ⅱ	2	1-後	○	○	○
	エンジニアリング・コミュニケーション	2	2-前	◎	◎	
	情報処理基礎	1	2-前	◎	◎	
	微分方程式	2	2-前	◎	◎	
	ベクトル・フーリエ解析	2	2-前	◎	◎	
	構造力学基礎	2	2-①	◎	◎	
	水理学基礎	2	2-①	◎	○	
	土質力学	2	2-②	◎	○	
	土木力学演習Ⅰ	1	2-前	◎	◎	
	都市史	2	2-①	○	◎	
	土木計画数理Ⅰ	2	2-②	◎	◎	
	都市地域計画学	2	2-②	○	◎	
	建築構造力学Ⅰ	2	2-①			◎
	建築材料Ⅰ	2	2-前			◎
	建築材料実験	1	2-前			◎
	建築環境工学Ⅰ	2	2-①			◎
	建築設計演習Ⅰ	2	2-前			◎

	建築計画Ⅰ	2	2-②			◎
	日本建築史	2	2-②			◎
	工学倫理	2	2-後	○	○	○
	安全工学	2	4-前			
	知的財産権	2	4-前			
	クリエイティブデザイン基礎	2	2-後			
土木工学教育プログラム専門科目	土木デザイン	4	3-後	○	-	-
	土木工学実験	2	3-前	○	-	-
	情報処理応用	1	2-後	○	-	-
	測量学	2	3-①		-	-
	測量実習	1	3-①		-	-
	総合情報演習	1	3-前		-	-
	土木計画数理Ⅱ	2	2-④	○	-	-
	構造力学応用	2	2-③	○	-	-
	水理学応用	2	2-③	○	-	-
	地盤工学	2	2-④	○	-	-
	土木力学演習Ⅱ	1	2-後	○	-	-
	建設振動学	2	3-②		-	-
	コンクリート構造学	2	3-③	○	-	-
	地球環境学	2	2-③	○	-	-
	環境建設材料学	2	3-②	○	-	-
	水質環境工学	2	3-①	○	-	-
	応用測量学	2	3-④		-	-
	景観工学	2	2-③	○	-	-
	河川工学	2	3-②		-	-
	交通計画学	2	2-④	○	-	-
	地域防災学	2	3-①		-	-
	災害リスク工学	2	3-③		-	-
	環境生態保全学	2	3-②	○	-	-
	海岸工学	2	3-③		-	-
	環境地盤工学	2	3-④		-	-
	岩盤工学	2	3-①		-	-
	卒業研究	8	4-通	○	-	-
	都市計画演習	4	3-前	-	○	-
	公共空間デザイン	4	3-後	-	○	-
	情報処理応用	1	2-後	-	○	-
	測量学	2	3-①	-		-
	測量実習	1	3-①	-		-
	CAD演習	1	3-前	-		-
	土木計画数理Ⅱ	2	2-④	-	○	-

地域デザイン教育プログラム専門科目	構造力学応用	2	2-③	-	○	-
	水理学応用	2	2-③	-	○	-
	地盤工学	2	2-④	-	○	-
	土木力学演習Ⅱ	1	2-後	-	○	-
	建設振動学	2	3-②	-		-
	コンクリート構造学	2	3-③	-		-
	地球環境学	2	2-③	-	○	-
	環境建設材料学	2	3-②	-		-
	水質環境工学	2	3-①	-	○	-
	応用測量学	2	3-④	-		-
	景観工学	2	2-③	-	○	-
	交通計画学	2	2-④	-	○	-
	地域防災学	2	3-①	-	○	-
	災害リスク工学	2	3-③	-	○	-
	環境生態保全学	2	3-②	-	○	-
	都市情報学	2	2-④	-		-
	都市環境工学	2	3-①	-		-
	都市・建築の法規	2	3-後	-		-
	卒業研究	8	4-通	-	○	-
建築学教育プログラム専門科目	建築法規	2	3-後	-	-	○
	建築構造力学Ⅱ	2	2-③	-	-	○
	建築構造力学演習Ⅰ	1	2-前	-	-	○
	建築構造力学演習Ⅱ	1	2-後	-	-	○
	鋼構造Ⅰ	2	3-②	-	-	○
	鋼構造Ⅱ	2	3-④	-	-	
	構造設計法	2	3-①	-	-	○
	耐震構造	2	3-④	-	-	
	建築材料Ⅱ	2	2-③	-	-	
	鉄筋コンクリート構造Ⅰ	2	3-①	-	-	○
	鉄筋コンクリート構造Ⅱ	2	3-③	-	-	
	構造材料設計演習	1	3-後	-	-	
	建築施工管理	2	3-前	-	-	○
	建築環境工学Ⅱ	2	2-④	-	-	○
	建築環境工学Ⅲ	2	3-②	-	-	
	建築環境工学演習	2	3-後	-	-	
	建築設備計画学	2	3-後	-	-	○
	建築設計演習Ⅱ	2	2-後	-	-	○
	建築設計演習Ⅲ	4	3-前	-	-	○
	建築設計演習Ⅳ	4	3-後	-	-	○
	デザインシミュレーション	2	3-前	-	-	

建築計画Ⅱ	2	2-③	-	-	○
西洋建築史Ⅰ	2	2-④	-	-	○
西洋建築史Ⅱ	2	3-①	-	-	
近代建築史・保存論	2	3-③	-	-	
都市計画	2	2-④	-	-	○
建築学設計演習	4	4-前	-	-	*
建築設計スタジオⅠ	4	4-前	-	-	*
卒業研究(卒業論文)	4	4-通	-	-	○
卒業研究(卒業設計)	4	4-通	-	-	○

(備考)

- 1) 開講時期は、「1」から「4」が学年を、「前」及び「後」が前期及び後期を、「①」及び「②」が前期の前半及び後半を、「③」及び「④」が後期の前半及び後半を、「通」は通年を示す。
- 2) 必修科目は「○」、当該教育プログラム指定科目は「◎」、選択必修科目は「*」、自由選択科目は無記入、他プログラム科目は「-」で示す。
- 3) 単位互換により、他の大学又は短期大学において修得した単位は、この表に定める自由選択の授業科目及び単位として取り扱うことができる。
- 4) *「建築学設計演習」と「建築設計スタジオⅠ」はいずれかの科目を履修する。履修方法の詳細は建築学教育プログラム「専門教育課程履修の手引き」で表す。
- 5) 建築学教育プログラムの卒業研究の授業科目は、「卒業研究(卒業論文)」及び「卒業研究(卒業設計)」で構成する。

機械数理工学科

科目区分	授業科目	単位数	開講時期	必修選択		
				機械工学	機械システム	数理工学
工学基礎科目	物理・化学Ⅰ	2	1-①	○	○	○
	物理・化学Ⅱ	2	1-③	○	○	○
	工学基礎実験	1	1-前	○	○	○
	数学演習Ⅰ	1	1-前	○	○	○
	数学演習Ⅱ	1	1-後	○	○	○
	データサイエンス・データエンジニアリング・AI概論	2	3-後	○	○	○
工学英語科目	工学英語Ⅰ	1	2-前	○	○	○
	工学英語Ⅱ	1	2-後	○	○	○
	工学英語Ⅲ	1	3-前	○	○	○
	工学英語Ⅳ	1	3-後	○	○	○
	工学英語Ⅴ	1	3-後	○	○	○
関連科目C	社会と企業	2	1-後	○	○	○
	インターンシップ	2	3-前			

学科基盤科目	工学倫理	2	1-後	○	○	○
	安全工学	2	3-前			
	知的財産権	2	4-前			
	コンピューター情報処理基礎	2	1-①	○	○	○
	プログラミング情報処理	2	1-後	○	○	○
	数値解析	2	2-②			
	微分方程式	2	1-③	○	○	○
	複素関数論	2	2-①	○	○	○
	解析学基礎	2	2-②			◎
	ベクトル解析	2	2-②			◎
	フーリエ解析	2	2-④	○	○	○
	確率統計	2	2-③	○	○	○
	幾何学基礎	2	2-③			
	実験数学	2	2-後			◎
	工業力学基礎	2	1-②	○	○	○
	工業力学	2	1-④	○	○	○
	機器製作学通論	2	2-①	◎	◎	
	機械製図およびCAD演習	1	2-前	◎	◎	
	熱力学Ⅰ	2	2-②	◎	◎	
	熱力学Ⅱ	2	2-③			
	流体力学Ⅰ	2	2-①	◎	◎	
	流体力学Ⅱ	2	2-③			
	工業材料	2	2-①	◎	◎	
	材料力学Ⅰ	2	2-③	◎	◎	
	材料力学Ⅱ	2	3-①			
	機械設計学Ⅰ	2	2-④	◎	◎	
	機械設計学Ⅱ	2	3-②			
	機構運動学	2	2-③			
	振動工学	2	2-③	◎	◎	
	センサー工学	2	2-④			
	基礎電磁気学	2	2-④			
	クリエイティブデザイン基礎	2	2-後			
機械工学教育プログラム	機器製作実習	1	2-前	○	-	-
	プロジェクト実習	1	2-後	○	-	-
	機械システム演習	2	3-後	○	-	-
	切削加工学	2	3-①		-	-
	特殊加工学	2	3-①		-	-
	制御工学Ⅰ	2	3-①	○	-	-
	成形工学	2	3-④		-	-
	接合工学	2	3-②		-	-

ラム専門科目	伝熱工学	2	3-①		-	-
	エネルギー変換機器	2	3-②		-	-
	流体機械	2	3-③		-	-
	機械工学実験	1	3-前	○	-	-
	設計製図	1	3-後	○	-	-
	卒業研究	8	4-通	○	-	-
機械システム教育プログラム専門科目	機器製作実習	1	2-前	-	○	-
	プロジェクト実習	1	2-後	-	○	-
	機械システム演習	2	3-後	-	○	-
	固体の力学	2	3-③	-		-
	特殊加工学	2	3-①	-		-
	伝熱工学	2	3-①	-		-
	制御工学Ⅰ	2	3-①	-	○	-
	制御工学Ⅱ	2	3-③	-		-
	ロボット工学	2	3-④	-		-
	信号処理	2	3-②	-		-
	原子力工学	2	3-④	-		-
	機械工学実験	1	3-前	-	○	-
	設計製図	1	3-後	-	○	-
	卒業研究	8	4-通	-	○	-
数理工学教育プログラム専門科目	集合と論理	2	2-前	-	-	○
	信号処理	2	3-②	-	-	
	制御工学Ⅰ	2	3-①	-	-	
	ロボット工学	2	3-④	-	-	
	量子力学	2	3-②	-	-	
	アルゴリズム論Ⅰ	2	3-①	-	-	
	情報理論	2	3-①	-	-	
	コンピュータネットワーク	2	3-②	-	-	
	画像処理・パターン認識	2	3-②	-	-	
	土木計画数理Ⅰ	2	3-②	-	-	
	土木計画数理Ⅱ	2	3-④	-	-	
	水理学基礎	2	3-①	-	-	
	水理学応用	2	3-③	-	-	
	交通計画学	2	3-④	-	-	
	物性物理学基礎	2	3-①	-	-	
	固体内の拡散	2	3-③	-	-	
	量子化学	2	3-③	-	-	
	生化学Ⅰ	2	3-①	-	-	
	建築環境工学Ⅰ	2	3-①	-	-	
	建築環境工学Ⅱ	2	3-④	-	-	

プログラム専門科目	データ分析Ⅰ	2	3-前	-	-	
	データ分析Ⅱ	2	3-後	-	-	
	解析数学Ⅰ	2	3-前	-	-	○
	解析数学Ⅱ	2	3-後	-	-	
	統計科学Ⅰ	2	3-前	-	-	○
	統計科学Ⅱ	2	3-後	-	-	
	確率解析Ⅰ	2	3-前	-	-	○
	確率解析Ⅱ	2	3-後	-	-	
	情報数学Ⅰ	2	3-前	-	-	○
	情報数学Ⅱ	2	3-後	-	-	
	最適化理論	2	3-後	-	-	
	数理工学ゼミナールⅠ	1	4-①	-	-	○
	数理工学ゼミナールⅡ	1	4-②	-	-	○
	数理工学ゼミナールⅢ	1	4-③	-	-	○
	数理工学ゼミナールⅣ	1	4-④	-	-	○
	数理工学概論	2	3-④	-	-	
	数理特別講義A	1	3-通	-	-	
	数理特別講義B	1	4-通	-	-	
	数理特別講義C	1	4-通	-	-	
	数理特別講義D	1	4-通	-	-	
	卒業研究	10	4-通	-	-	○

(備考)

- 1) 開講時期は、「1」から「4」が学年を、「前」及び「後」が前期及び後期を、「①」及び「②」が前期の前半及び後半を、「③」及び「④」が後期の前半及び後半を、「通」は通年を示す。
- 2) 必修科目は「○」、当該教育プログラム指定科目は「◎」、自由選択科目は無記入、他プログラム科目は「-」で示す。
- 3) 単位互換により、他の大学又は短期大学において修得した単位は、この表に定める自由選択の授業科目及び単位として取り扱うことができる。

情報電気工学科

科目区分	授業科目	単位数	開講時期	必修選択		
				電気工学	電子工学	情報工学
工学基礎科目	物理・化学Ⅰ	2	1-①	○	○	○
	物理・化学Ⅱ	2	1-③	○	○	○
	工学基礎実験	1	1-前	○	○	○
	数学演習Ⅰ	1	1-前	○	○	○
	数学演習Ⅱ	1	1-後	○	○	○

	データサイエンス・データエンジニアリング・AI概論	2	3-前	○	○	○
工学英語科目	工学英語Ⅰ	1	2-前	○	○	○
	工学英語Ⅱ	1	2-後	○	○	○
	工学英語Ⅲ	1	3-前	○	○	○
	工学英語Ⅳ	1	3-後	○	○	○
関C 目連O 科C	社会と企業	2	1-後	○	○	○
	インターンシップ	2	3-通			
学科基盤科目	ものづくり入門実習	1	1-前	○	○	○
	論理回路	2	1-③	○	○	○
	論理回路演習	1	1-③	○	○	○
	電気回路Ⅰ	2	1-④	○	○	○
	電気回路演習Ⅰ	1	1-④	○	○	○
	電気回路Ⅱ	2	2-①	◎	◎	*
	プログラミング方法論	2	1-④	○	○	○
	プログラミング演習Ⅰ	1	1-④	○	○	○
	情報理論	2	2-①	○	○	○
	アルゴリズム論Ⅰ	2	2-①		*	◎
	コンピュータシステム論	2	2-③		*	◎
	電磁気学Ⅰ	2	2-②	◎	◎	*
	離散数学	2	2-②		*	*
	複素関数論	2	2-①	○	○	○
	微分方程式	2	2-②	○	○	○
	ベクトル解析	2	2-③	○	○	○
	確率統計	2	2-③	○	○	○
	フーリエ解析	2	2-④	○	○	○
	課題解決法演習	1	2-④	○	○	*
	工学倫理	2	2-後	○	○	○
	安全工学	2	3-前			
	知的財産権	2	4-前			
	クリエイティブデザイン基礎	2	2-後			
	電気回路Ⅲ	2	3-①		-	-
	電気回路演習Ⅱ	1	2-①	○	-	-
	電気計測	2	2-③		-	-
	固体エレクトロニクス基礎	2	3-①		-	-
	量子力学	2	3-②		-	-
	電気電子材料	2	3-③		-	-
	半導体工学	2	3-④		-	-
	電力発生工学	2	3-③		-	-
	電力輸送工学	2	3-④		-	-

電気工学教育プログラム専門科目

プラズマ工学	2	3-②		-	-
電気エネルギー変換工学	2	3-③		-	-
パワーエレクトロニクス	2	3-④		-	-
高電圧パルスパワー工学	2	3-④		-	-
電気機器設計製図	2	4-①		-	-
電気法規および施設管理	2	4-①		-	-
電磁気学Ⅱ	2	2-④	○	-	-
電磁気学演習Ⅰ	1	2-②	○	-	-
電磁気学演習Ⅱ	1	2-④	○	-	-
電磁気学Ⅲ	2	3-①		-	-
通信工学	2	3-②		-	-
制御工学Ⅰ	2	2-②	○	-	-
制御工学Ⅱ	2	3-①		-	-
アナログ電子回路	2	2-③	○	-	-
画像処理・パターン認識	2	3-②		-	-
生体情報システム	2	3-③		-	-
音響音声工学	2	3-③		-	-
ディジタル信号処理Ⅰ	2	2-④	○	-	-
ディジタル信号処理Ⅱ	2	3-①		-	-
ディジタル電子回路	2	3-②		-	-
プログラミング演習Ⅱ	1	2-①		-	-
情報セキュリティ	2	3-④		-	-
情報電気電子のフロンティア	2	3-④		-	-
情報電気電子工学実験Ⅰ	1	2-前	○	-	-
情報電気電子工学実験Ⅱ	1	2-後	○	-	-
情報電気電子工学実験Ⅲ	1	3-①	○	-	-
情報電気電子工学実験Ⅳ	1	3-②	○	-	-
情報電気電子工学創造実験	1	3-後	○	-	-
セミナー	1	3-④		-	-
プレゼンテーション技術	1	4-前	○	-	-
卒業研究	3	4-通	○	-	-
電気回路Ⅲ	2	3-①	-		-
電気回路演習Ⅱ	1	2-①	-	○	-
電気計測	2	2-③	-	*	-
制御工学Ⅰ	2	2-②	-	○	-
制御工学Ⅱ	2	3-①	-	*	-
アナログ電子回路	2	2-③	-	○	-
ディジタル信号処理Ⅰ	2	2-④	-	○	-
ディジタル信号処理Ⅱ	2	3-①	-	*	-
ディジタル電子回路	2	3-②	-		-

電子工学教育プログラム専門科目

電磁気学Ⅱ	2	2-④	-	○	-
電磁気学演習Ⅰ	1	2-②	-	○	-
電磁気学演習Ⅱ	1	2-④	-	○	-
電磁気学Ⅲ	2	3-①	-		-
通信工学	2	3-②	-	*	-
画像処理・パターン認識	2	3-②	-		-
生体情報システム	2	3-③	-	*	-
音響音声工学	2	3-③	-	*	-
電力発生工学	2	3-③	-		-
電力輸送工学	2	3-④	-		-
パワーエレクトロニクス	2	3-④	-		-
固体エレクトロニクス基礎	2	3-①	-		-
量子力学	2	3-②	-		-
電気電子材料	2	3-③	-		-
半導体工学	2	3-④	-		-
形式言語とオートマトン	2	2-③	-	*	-
アルゴリズム論Ⅱ	2	2-③	-	*	-
プログラミング演習Ⅱ	1	2-①	-	*	-
オペレーティングシステム	2	2-②	-		-
コンピュータアーキテクチャ	2	3-②	-		-
コンピュータネットワーク	2	3-②	-	*	-
情報セキュリティ	2	3-④	-	*	-
情報と社会	2	2-③	-		-
情報と職業	2	3-④	-		-
情報電気電子のフロンティア	2	3-④	-		-
情報電気電子工学実験Ⅰ	1	2-前	-	○	-
情報電気電子工学実験Ⅱ	1	2-後	-	○	-
情報電気電子工学実験Ⅲ	1	3-①	-	○	-
情報電気電子工学実験Ⅳ	1	3-②	-	○	-
情報電気電子工学創造実験	1	3-後	-	○	-
セミナー	1	3-④	-		-
プレゼンテーション技術	1	4-前	-	○	-
卒業研究	3	4-通	-	○	-
形式言語とオートマトン	2	2-③	-	-	*
アルゴリズム論Ⅱ	2	2-③	-	-	*
プログラミング演習Ⅱ	1	2-①	-	-	○
オペレーティングシステム	2	2-②	-	-	*
コンピュータアーキテクチャ	2	3-②	-	-	*
コンピュータネットワーク	2	3-②	-	-	*
人工知能	2	3-③	-	-	*

情報工学教育プログラム専門科目

情報セキュリティ	2	3-④	-	-	*
データベース	2	3-②	-	-	
翻訳系構成論	2	3-③	-	-	
情報と社会	2	2-③	-	-	
情報と職業	2	3-④	-	-	
電気回路Ⅲ	2	3-①	-	-	
電気回路演習Ⅱ	1	2-①	-	-	*
電気計測	2	2-③	-	-	
制御工学Ⅰ	2	2-②	-	-	*
制御工学Ⅱ	2	3-①	-	-	
アナログ電子回路	2	2-③	-	-	*
ディジタル信号処理Ⅰ	2	2-④	-	-	*
ディジタル信号処理Ⅱ	2	3-①	-	-	
ディジタル電子回路	2	3-②	-	-	
電磁気学Ⅱ	2	2-④	-	-	
量子力学	2	3-②	-	-	
電磁気学演習Ⅰ	1	2-②	-	-	*
電磁気学演習Ⅱ	1	2-④	-	-	
電磁気学Ⅲ	2	3-①	-	-	
通信工学	2	3-②	-	-	
画像処理・パターン認識	2	3-②	-	-	*
生体情報システム	2	3-③	-	-	
音響音声工学	2	3-③	-	-	
半導体工学	2	3-④	-	-	
パワーエレクトロニクス	2	3-④	-	-	
情報電気電子のフロンティア	2	3-④	-	-	
情報電気電子工学実験Ⅰ	1	2-前	-	-	○
情報電気電子工学実験Ⅱ	1	2-後	-	-	○
情報電気電子工学実験Ⅲ	1	3-①	-	-	○
情報電気電子工学実験Ⅳ	1	3-②	-	-	○
情報電気電子工学創造実験	1	3-後	-	-	○
セミナー	1	3-④	-	-	
プレゼンテーション技術	1	4-前	-	-	○
卒業研究	3	4-通	-	-	○

(備考)

- 1) 開講時期は、「1」から「4」が学年を、「前」及び「後」が前期及び後期を、「①」及び「②」が前期の前半及び後半を、「③」及び「④」が後期の前半及び後半を、「通」は通年を示す。
- 2) 必修科目は「○」、当該教育プログラム指定科目は「◎」、選択必修科目は「*」、

自由選択科目は無記入、他プログラム科目は「-」で示す。

- 3) 単位互換により、他の大学又は短期大学において修得した単位は、この表に定める自由選択の授業科目及び単位として取り扱うことができる。

材料・応用化学科

科目区分	授業科目	単位数	開講時期	必修選択		
				応用生命科学	応用物質化学	物質材料工学
工学基礎科目	物理・化学Ⅰ	2	1-①	○	○	○
	物理・化学Ⅱ	2	1-②	○	○	○
	工学基礎実験	1	1-前	○	○	○
	数学演習Ⅰ	1	1-①	○	○	○
	数学演習Ⅱ	1	1-②	○	○	○
	データサイエンス・データエンジニアリング・AI概論	2	3-前	○	○	○
工学英語科目	工学英語Ⅰ	1	2-前	○	○	○
	工学英語Ⅱ	1	2-後	○	○	○
	工学英語Ⅲ	1	3-前	○	○	○
	工学英語Ⅳ	1	3-後	○	○	○
	工学英語Ⅴ	1	3-後	○	○	
関C 目連O 科C	社会と企業	2	1-後	○	○	○
	インターンシップ	2	3-②			
学科基盤科目	物質材料工学基礎	2	1-③	○	○	○
	無機化学基礎	2	1-④	○	○	○
	有機化学基礎	2	1-③	○	○	○
	物理学基礎	2	1-④	○	○	○
	生化学Ⅰ	2	2-①	◎	◎	
	無機化学Ⅰ	2	2-①	◎	◎	
	有機化学Ⅰ	2	2-①	◎	◎	
	環境科学Ⅰ	1	2-①	◎	◎	
	高分子化学	2	2-②	◎	◎	
	分析化学Ⅰ	2	2-②	◎	◎	
	物理化学Ⅰ	2	2-②	◎	◎	
	物性物理学基礎	2	2-①			◎
	結晶学	2	2-①			◎
	結晶回折学	2	2-②			◎
	材料力学	2	2-②			◎
	移動速度論	2	2-②			◎
	状態図と熱力学	2	2-③			◎
	工学数学Ⅰ	2	2-①			◎
	工学数学Ⅱ	2	2-②			◎

	知的財産権	2	4-前			
	クリエイティブデザイン基礎	2	2-後			
	工学倫理	2	3-後	○	○	○
	安全工学	2	3-前			◎
応用生命化学教育プログラム専門科目	物理化学Ⅱ	2	2-④	○	-	-
	分析化学Ⅱ	2	3-①	○	-	-
	反応工学	2	2-③	○	-	-
	無機化学Ⅱ	2	3-③	○	-	-
	有機化学Ⅱ	2	3-②	○	-	-
	量子化学	2	3-③	○	-	-
	化学実験Ⅰ	3	2-③	○	-	-
	化学実験Ⅱ	3	2-④	○	-	-
	化学実験Ⅲ	3	3-①	○	-	-
	化学実験Ⅳ	3	3-②	○	-	-
	化学実験Ⅴ	3	3-③	○	-	-
	有機分子構造化学	2	2-④	○	-	-
	生化学Ⅱ	2	3-④	○	-	-
	バイオテクノロジー	2	3-④	○	-	-
	電気化学	2	3-②		-	-
	環境科学Ⅱ	1	3-④		-	-
	化学物質管理学	1	2-①		-	-
	応用生命化学	1	3-①		-	-
	応用物質化学	1	3-①		-	-
	化学コミュニケーション	1	4-③		-	-
	卒業研究	10	4-通	○	-	-
応用物質化学教育プログラム専門科目	物理化学Ⅱ	2	2-④	-	○	-
	分析化学Ⅱ	2	3-①	-	○	-
	反応工学	2	2-③	-	○	-
	無機化学Ⅱ	2	3-③	-	○	-
	有機化学Ⅱ	2	3-②	-	○	-
	量子化学	2	3-③	-	○	-
	化学実験Ⅰ	3	2-③	-	○	-
	化学実験Ⅱ	3	2-④	-	○	-
	化学実験Ⅲ	3	3-①	-	○	-
	化学実験Ⅳ	3	3-②	-	○	-
	化学実験Ⅴ	3	3-③	-	○	-
	電気化学	2	3-②	-	○	-
	分離工学	2	3-①	-	○	-
	高分子物理化学	2	2-④	-	○	-
	有機分子構造化学	2	2-④	-		-

科目	触媒プロセス化学	2	2-③	-		-
	環境科学Ⅱ	1	3-④	-		-
	化学物質管理学	1	2-①	-		-
	応用物質化学	1	3-①	-		-
	応用生命化学	1	3-①	-		-
	化学コミュニケーション	1	4-③	-		-
	卒業研究	10	4-通	-	○	-
物質材料工学教育プログラム専門科目	格子欠陥学	2	2-③	-	-	○
	結晶塑性学	2	2-④	-	-	○
	物性物理学	2	2-③	-	-	○
	固体物性学	2	2-④	-	-	○
	固体内の拡散	2	2-④	-	-	○
	相変態論	2	2-④	-	-	○
	材料物理化学	2	2-①	-	-	○
	材料電気化学	2	2-④	-	-	○
	破壊工学	1	3-③	-	-	
	塑性加工学	2	3-②	-	-	
	電子材料工学	1	3-②	-	-	
	機能材料学	1	3-④	-	-	
	磁性材料工学Ⅰ	1	3-①	-	-	
	磁性材料工学Ⅱ	1	3-②	-	-	
	粉体加工学Ⅰ	1	3-③	-	-	
	粉体加工学Ⅱ	1	3-④	-	-	
	鉄鋼材料学	2	3-①	-	-	
	非鉄金属学	2	3-③	-	-	
	凝固工学	1	3-③	-	-	
	鉄鋼製錬工学	1	3-①	-	-	
	非鉄製錬工学	1	3-②	-	-	
	腐食防食学	1	3-②	-	-	
	セラミックス材料工学	1	3-③	-	-	
	機器分析学	1	3-④	-	-	
	接合加工学	1	3-④	-	-	
	プログラミング演習	2	2-①	-	-	○
	機器製作実習	1	2-前	-	-	○
	機械設計製図演習	1	2-後	-	-	○
	物質材料工学実験・基礎編	1	3-前	-	-	○
	物質材料工学実験・応用編	2	3-後	-	-	○
	産業応用演習	2	3-③	-	-	○
	物質材料工学演習	2	4-①	-	-	○
	卒業研究	10	4-通	-	-	○

(備考)

- 1) 開講時期は、「1」から「4」が学年を、「前」及び「後」が前期及び後期を、「①」及び「②」が前期の前半及び後半を、「③」及び「④」が後期の前半及び後半を、「通」は通年を示す。
- 2) 必修科目は「○」、当該教育プログラム指定科目は「◎」、自由選択科目は無記入、他プログラム科目は「-」で示す。
- 3) 単位互換により、他の大学又は短期大学において修得した単位は、この表に定める自由選択の授業科目及び単位として取り扱うことができる。

半導体デバイス工学課程

科目区分		授業科目	単位数	開講時期	必修選択
工学基礎科目		物理・化学Ⅰ	2	1-①	○
		物理・化学Ⅱ	2	1-③	○
		工学基礎実験	1	1-前	○
		数学演習Ⅰ	1	1-前	○
		数学演習Ⅱ	1	1-後	○
		データサイエンス・データエンジニアリング・AI概論	2	3-前	○
工学英語科目		工学英語Ⅰ	1	2-前	○
		工学英語Ⅱ	1	2-後	○
		工学英語Ⅲ	1	3-前	○
		工学英語Ⅳ	1	3-後	○
関 連 科 目		社会と企業	2	1-後	○
		インターンシップ	2	3-通	
専 門 科 目	課 程 基 盤 科 目	半導体概論	1	1-③	○
		論理回路	2	1-③	○
		論理回路演習	1	1-③	○
		電気回路Ⅰ	2	1-④	○
		電気回路演習Ⅰ	1	1-④	○
		プログラミング方法論	2	1-④	○
		プログラミング演習	1	1-④	○
		固体エレクトロニクス基礎	2	2-①	○
		電磁気学Ⅰ	2	2-②	○
		電磁気学演習Ⅰ	1	2-②	○
		微分方程式	2	2-②	○
		ベクトル解析	2	2-③	○

課程応用科目

確率統計	2	2-③	○
フーリエ解析	2	2-④	○
工学倫理	2	2-後	○
安全工学	2	3-前	*
知的財産権	2	4-前	
クリエイティブデザイン基礎	2	2-後	
電気回路Ⅱ	2	2-①	*
電気回路演習Ⅱ	1	2-①	*
情報理論	2	2-①	*
コンピュータシステム論	2	2-③	
化学物質管理学	1	2-①	
物性物理学基礎	2	2-①	*
結晶回折学	2	2-②	
物性物理学	2	2-③	*
固体内の拡散	2	2-④	*
状態図と熱力学	2	2-③	*
有機化学基礎	2	2-③	
無機化学基礎	2	2-④	
アナログ電子回路	2	2-③	○
電気計測	2	2-③	
電磁気学Ⅱ	2	2-④	
電磁気学演習Ⅱ	1	2-④	
半導体デバイスⅠ	2	2-④	○
半導体デバイスⅡ	2	3-①	*
半導体プロセスⅠ	2	2-④	○
半導体プロセスⅡ	2	3-①	*
伝熱工学	2	3-①	
流体力学Ⅰ	2	3-①	
電気化学	2	3-②	
量子力学	2	3-②	
電子材料工学	1	3-②	
デジタル電子回路	2	3-②	○
信号処理	2	3-②	
電気電子材料	2	3-③	
集積システム設計学	2	3-③	*
プラズマ工学	2	3-②	
流体力学Ⅱ	2	3-③	
流体機械	2	3-③	
パワーエレクトロニクス	2	3-④	
半導体実装信頼性工学	2	3-④	*

	機器分析学	1	3-④	
	半導体工学実験Ⅰ	1	2-前	○
	半導体工学実験Ⅱ	1	2-後	○
	半導体実習	1	3,4-通	*
	産学連携PBL (Project Based Learning)	1	3-④	○
	卒業研究	8	4-通	○

(備考)

- 1) 開講時期は、「1」から「4」が学年を、「前」及び「後」が前期及び後期を、「①」及び「②」が前期の前半及び後半を、「③」及び「④」が後期の前半及び後半を、「通」は通年を示す。
- 2) 必修科目は「○」、選択必修科目は「*」、自由選択科目は無記入で示す。
- 3) 単位互換により、他の大学又は短期大学において修得した単位は、この表に定める自由選択の授業科目及び単位として取り扱うことができる。

(特記事項) 免許状に関する科目

- ・数学の科目は赤
- ・工業科目は緑 その関連科目は濃緑

別表第1の2(第8条の2関係)

土木建築学科 GLEXプログラム

プログラム名	授業科目	単位数	配当年次	必修選択
土木工学	理数基盤セミナー	2	2前	○
	理数特別英語	1	2前	○
	アドバンス実習	2	3後	○
	理数特別数学	2	2後	
	ドリームワークショップ	1	2通	
	理数特別講義	1	3前	
	海外語学研修	1	2・3通	
	国際プロジェクト	2	2・3通	
	チャレンジプログラム	1	2・3通	
地域デザイン	理数基盤セミナー	2	2前	○
	理数特別英語	1	2前	○
	アドバンス実習	2	3後	○
	理数特別数学	2	2後	
	ドリームワークショップ	1	2通	
	理数特別講義	1	3前	
	海外語学研修	1	2・3通	
	国際プロジェクト	2	2・3通	
	チャレンジプログラム	1	2・3通	
建築学	理数基盤セミナー	2	2前	○
	理数特別英語	1	2前	○
	アドバンス実習	2	3後	○
	理数特別数学	2	2後	
	ドリームワークショップ A	1	2後	*
	ドリームワークショップ B	1	3前	*
	理数特別講義 A	1	3前	
	理数特別講義 B	1	3後	
	海外語学研修	1	2・3通	
	国際プロジェクト	2	2・3通	
	チャレンジプログラム	1	2・3通	

(備考)

1. 必修選択欄の○印は必修科目を、*印は選択必修科目を、その他は自由選択科目を示す。
2. 「海外語学研修」、「国際プロジェクト」及び「チャレンジプログラム」は、本プログラム配属前まで遡って単位を認める。

機械数理工学科 GLEXプログラム

グ教 ラ育 ムプ 名ロ	授 業 科 目	単 位 数	配 当 年 次	必 修 選 択
機 械 工 学	理数基盤セミナー	2	2前	○
	理数特別英語	1	2前	○
	アドバンスト実習	2	3後	○
	理数特別数学	2	2後	*
	ドリームワークショップ A	1	2前	*
	ドリームワークショップ B	1	2後	*
	ドリームワークショップ C	1	3前	*
	理数特別講義 A	1	3前	*
	理数特別講義 B	1	3後	*
	海外語学研修	1	2・3通	
	国際プロジェクト	2	2・3通	
	チャレンジプログラム	1	2・3通	
機 械 シ ス テ ム	理数基盤セミナー	2	2前	○
	理数特別英語	1	2前	○
	アドバンスト実習	2	3後	○
	理数特別数学	2	2後	*
	ドリームワークショップ A	1	2前	*
	ドリームワークショップ B	1	2後	*
	ドリームワークショップ C	1	3前	*
	理数特別講義 A	1	3前	*
	理数特別講義 B	1	3後	*
	海外語学研修	1	2・3通	
	国際プロジェクト	2	2・3通	
	チャレンジプログラム	1	2・3通	
数 理 工 学	理数基盤セミナー	2	2前	○
	理数特別英語	1	2前	○
	アドバンスト実習	2	3後	○
	理数特別数学	2	2後	*
	ドリームワークショップ A	1	2後	*
	ドリームワークショップ B	1	3前	*
	理数特別講義 A	1	3通	
	理数特別講義 B	1	3通	
	理数特別講義 C	1	3通	
	海外語学研修	1	2・3通	
	国際プロジェクト	2	2・3通	
	チャレンジプログラム	1	2・3通	

(備考)

1. 必修選択欄の○印は必修科目を、*印は選択必修科目を、その他は自由選択科目を示す。
2. 「海外語学研修」、「国際プロジェクト」及び「チャレンジプログラム」は、本プログラム配属前まで遡って単位を認める。

情報電気工学科 GLEXプログラム

グ教育 ラム プ 名 ロ	授 業 科 目	単 位 数	配 当 年 次	必 修 選 択
電 気 工 学	理数基盤セミナー	2	2前	○
	理数特別英語	1	2前	○
	アドバンス実習	2	3後	○
	理数特別数学	2	2後	
	ドリームワークショップ A	1	2前	
	理数特別講義 A	1	2後	
	ドリームワークショップ B	1	2後	
	理数特別講義 B	1	3前	
	ドリームワークショップ C	1	3前	
	海外語学研修	1	2・3通	
	国際プロジェクト	2	2・3通	
	チャレンジプログラム	1	2・3通	
電 子 工 学	理数基盤セミナー	2	2前	○
	理数特別英語	1	2前	○
	アドバンス実習	2	3後	○
	理数特別数学	2	2後	
	ドリームワークショップ A	1	2前	
	理数特別講義 A	1	2後	
	ドリームワークショップ B	1	2後	
	理数特別講義 B	1	3前	
	ドリームワークショップ C	1	3前	
	海外語学研修	1	2・3通	
	国際プロジェクト	2	2・3通	
	チャレンジプログラム	1	2・3通	
情 報 工 学	理数基盤セミナー	2	2前	○
	理数特別英語	1	2前	○
	アドバンス実習	2	3後	○
	理数特別数学	2	2後	
	ドリームワークショップ A	1	2前	
	理数特別講義 A	1	2後	
	ドリームワークショップ B	1	2後	
	理数特別講義 B	1	3前	
	ドリームワークショップ C	1	3前	
	海外語学研修	1	2・3通	
	国際プロジェクト	2	2・3通	
	チャレンジプログラム	1	2・3通	

(備考)

1. 必修選択欄の○印は必修科目を、その他は自由選択科目を示す。
2. 「海外語学研修」、「国際プロジェクト」及び「チャレンジプログラム」は、本プログラム配属前まで遡って単位を認める。

材料・応用化学科 GLEXプログラム

グ教育 ラム 名ロ	授 業 科 目	単 位 数	配 当 年 次	必 修 選 択
応用生命化学	理数基盤セミナー	2	2前	○
	理数特別英語	1	2前	○
	アドバンス実習	2	3後	○
	ドリームワークショップ A	1	2前	*
	理数特別数学	2	2後	
	ドリームワークショップ B	1	2後	*
	理数特別講義 A	1	2後	
	ドリームワークショップ C	1	3前	*
	理数特別講義 B	1	3前	
	理数特別講義 C	1	3後	
	海外語学研修	1	2・3通	
	国際プロジェクト	2	2・3通	
	チャレンジプログラム	1	2・3通	
応用物質化学	理数基盤セミナー	2	2前	○
	理数特別英語	1	2前	○
	アドバンス実習	2	3後	○
	ドリームワークショップ A	1	2前	*
	理数特別数学	2	2後	
	ドリームワークショップ B	1	2後	*
	理数特別講義 A	1	2後	
	ドリームワークショップ C	1	3前	*
	理数特別講義 B	1	3前	
	理数特別講義 C	1	3後	
	海外語学研修	1	2・3通	
	国際プロジェクト	2	2・3通	
	チャレンジプログラム	1	2・3通	
物質材料工学	理数基盤セミナー	2	2前	○
	理数特別英語	1	2前	○
	アドバンス実習	2	3後	○
	ドリームワークショップ A	1	2前	
	理数特別数学	2	2後	
	ドリームワークショップ B	1	3前	
	理数特別講義 A	1	2通	
	理数特別講義 B	1	3前	
	海外語学研修	1	2・3通	
	国際プロジェクト	2	2・3通	
	チャレンジプログラム	1	2・3通	

(備考)

1. 必修選択欄の○印は必修科目を、*印は選択必修科目を、その他は自由選択科目を示す。
2. 「海外語学研修」、「国際プロジェクト」及び「チャレンジプログラム」は、本プログラム配属前まで遡って単位を認める。

半導体デバイス工学課程 GLEXプログラム

授 業 科 目	単 位 数	配 当 年 次	必 修 選 択
理数基盤セミナー	2	2前	○
理数特別英語	1	2前	○
アドバンスト実習	2	3後	○
理数特別数学	2	2後	
ドリームワークショップ A	1	2前	
理数特別講義 A	1	2通	
ドリームワークショップ B	1	3前	
理数特別講義 B	1	3通	
海外語学研修	1	2・3通	
国際プロジェクト	2	2・3通	
チャレンジプログラム	1	2・3通	

(備考)

1. 必修選択欄の○印は必修科目を、その他は自由選択科目を示す。
2. 「海外語学研修」、「国際プロジェクト」及び「チャレンジプログラム」は、本プログラム配属前まで遡って単位を認める。

別表第1の3 履修登録上限単位数(第9条関係)

学科・課程名	1年前学期	1年後学期	2年前学期	2年後学期
土木建築学科	25	25	27	27
機械数理工学科	27	27	27	27
情報電気工学科	27	27	27	27
材料・応用化学科	27	27	27	27
半導体デバイス工学課程	27	27	27	27

備考1 この表の単位数には、教養教育に係る履修科目の単位を含む。

2 この表の単位数には、教育職員免許状取得のための教職に関する科目、学芸員の資格取得のための授業科目、GLEXプログラムの授業科目及びものづくり創造融合工学プログラムの授業科目（クリエイティブデザイン基礎を除く。）を含まない。

別表第2 卒業研究の着手条件(第10条関係)

学科・課程名				土木建築学科			機械数理工学科			情報電気工学科			材料・応用化学科			半導体デバイス工学課程
教育プログラム名				土木工学	地域デザイン	建築学	機械工学	機械システム	数理工学	電気工学	電子工学	情報工学	応用生命化学	応用物質化学	物質材料工学	
教養教育	基礎科目	外国語科目	必修外国語科目（既修）	5												
		情報科目	情報科目	4												
		理系基礎科目		8												
		外国語科目	自由選択外国語科目	15												
	教養科目	リベラルアーツ科目														
		現代教養科目														
		Multidisciplinary Studies														
		キャリア科目														
		開放科目														
	教職科目	体育・スポーツ科学科目（教養）														
体育・スポーツ科学科目（教職）																
日本国憲法科目																
計			32													
専門教育	専門科目	必修		73*1	75*2	68*3	52*4	52*4	47	56*5	56*5	45*5	65*7	65*7	50	46*8
		選択	教育プログラム指定												18	-
			選択必修	-	-	-	-	-	-	-	18*6	31*6	-	-	-	15
			自由選択	13	11	7	24	24	25	18			12	12	12	18
	計			86	86	75	76	76	72	74	74	76	77	77	80	79
卒業研究着手単位				118	118	107	108	108	104	106	106	108	109	109	112	111
その他の要件				TOEICスコア取得*9												

備考

- 1 *1の単位数には、工学基礎実験、数学演習Ⅰ・Ⅱ、工学英語Ⅰ～Ⅳ、空間デザイン演習Ⅰ・Ⅱ、情報処理基礎、情報処理応用、土木力学演習Ⅰ・Ⅱ、土木デザイン及び土木工学実験の合計21単位を含むこと。
- 2 *2の単位数には、工学基礎実験、数学演習Ⅰ・Ⅱ、工学英語Ⅰ～Ⅳ、空間デザイン演習Ⅰ・Ⅱ、情報処理基礎、情報処理応用、土木力学演習Ⅰ・Ⅱ、都市計画演習及び公共空間デザインの合計23単位を含むこと。
- 3 *3の単位数には、建築設計演習Ⅰ～Ⅳの合計12単位を含むこと。
- 4 *4の単位数には、工学基礎実験、数学演習Ⅰ・Ⅱ、工学英語Ⅰ～Ⅳ、機械製図およびC A D 演習、機器製作実習、プロジェクト実習、機械工学実験、設計製図及び機械システム演習の合計14単位を含むこと。
- 5 *5の単位数には、工学基礎実験、ものづくり入門実習、情報電気電子工学実験Ⅰ～Ⅳ及び情報電気電子工学創造実験の合計7単位を含むこと。
- 6 *6の単位数には、電子工学教育プログラムにあっては選択必修科目2単位以上、情報工学教育プログラムにあっては選択必修科目14単位以上を含むこと。
- 7 *7の単位数には、工学基礎実験及び化学実験Ⅰ～Ⅴの合計16単位を含み、かつ、工学英語Ⅰ～Ⅳの中から3単位以上を含むこと。
- 8 建築学、機械工学、機械システム、数理工学、電気工学、電子工学、情報工学、応用生命化学、応用物質化学の各教育プログラム及び半導体デバイス工学課程において、必修科目及び教育プログラム指定科目の修得単位数の合計が、各教育プログラム又は半導体デバイス工学課程で定める当該各科目の単位数の合計を超える場合、その超える単位数は、建築学、機械工学、機械システム、数理工学、電気工学、応用生命化学及び応用物質化学の各教育プログラムにあっては自由選択科目、電子工学及び情報工学の各教育プログラム及び半導体デバイス工学課程にあっては選択必修科目又は自由選択科目の単位数として扱うことができる。
- 9 建築学、機械工学、機械システム、数理工学、応用生命化学及び応用物質化学の各教育プログラムにおける工学英語Ⅴの単位は、この表の単位数に含まない。
- 10 グローバルリーダーコースの卒業研究着手要件単位について
教養教育については、必修外国語科目5単位、情報科目4単位及び理系基礎科目8単位を修得し、リベラルアーツ科目、現代教養科目及びMultidisciplinary Studiesの中から、15単位を修得すること。この場合、15単位には、Multidisciplinary Studiesの中から、大学教育統括管理運営機構附属多言語文化総合教育センターで指定する必修2科目を含む12単位以上を含めること。専門科目については、所属学科教育プログラムの卒業研究着手条件に必要な単位数を修得しなければならない。
- 11 グローバルエンジニアリングコースの卒業研究の着手要件単位について
所属学科教育プログラムの卒業研究着手条件に必要な単位数を修得しなければならない。
- 12 *8ただし、必修科目は、半導体概論、工学基礎実験、半導体工学実験Ⅰ・Ⅱの合計4単位を含み、かつ、工学英語Ⅰ～Ⅳの中から3単位以上を修得すること。
- 13 *9のTOEICはTOEIC-IP（オンラインのTOEIC-IPを除く。）を含み、過去2年（卒業研究着手の可否の判定の前々年の3月1日から起算して2年。以下同じ。）以内に、土木工学、地域デザイン、電気工学、電子工学、情報工学及び物質材料工学の各教育プログラム並びに半導体デバイス工学課程にあっては500点以上、建築学、機械工学、機械システム、数理工学、応用生命化学及び応用物質化学の各教育プログラムにあっては450点以上を取得していることを要件とする。このため、年度末に卒業研究着手単位を満たす者は、それを証明するTOEICのスコア（原本及びコピー）を当該年度の2月末日までに提出すること。スコアとは、TOEIC L&RのOfficial Score Certificate（公式認定証）又はTOEIC-IP L&RのInstitutional Program (IP)Score Reportをいう。なお、過去2年以内に受講した工学英語Ⅰ、工学英語Ⅱ、工学英語Ⅲ又は工学英語Ⅳの中で受験したTOEIC-IP L&Rのスコアが各教育プログラムが要件として指定したスコア以上であれば、スコアの提出は必要ない。

別表第3 卒業の要件(第22条関係)

学科・課程名				土木建築学科			機械数理工学科			情報電気工学科			材料・応用化学科			半導体デバイス工学課程
教育プログラム名				土木工学	地域デザイン	建築学	機械工学	機械システム	数理工学	電気工学	電子工学	情報工学	応用生命化学	応用物質化学	物質材料工学	
教養教育	基礎科目	外国語科目	必修外国語科目（既修）	5												
		情報科目	情報科目	4												
		理系基礎科目		8												
		外国語科目	自由選択外国語科目	15												
	教養科目	リベラルアーツ科目														
		現代教養科目														
		Multidisciplinary Studies														
		キャリア科目														
		開放科目														
	教職科目	体育・スポーツ科学科目（教養）														
		体育・スポーツ科学科目（教職）														
		日本国憲法科目														
	計			32												
専門教育	専門科目	必修	67	69	68	50	50	58	60	60	49	69	69	62	59	
		選択	教育プログラム指定	16	16	13	15	15	6	4	4	4	13	13	18	—
			選択必修	—	—	4	—	—	—	—	12	24	—	—	—	17
			自由選択	15	13	9	28	28	31	30	18	19	12	12	17	18
	計			98	98	94	93	93	95	94	94	96	94	94	97	94
卒業単位			130	130	126	125	125	127	126	126	128	126	126	129	126	

備考 1 専門科目の選択科目のうち、選択必修科目を当該学科において指定する単位数以上に修得した場合は、その超える単位数は自由選択科目の単位数として扱うものとする。

2 グローバルリーダーコースの修了要件について

教養教育については、必修外国語科目5単位、情報科目4単位及び理系基礎科目8単位を修得し、リベラルアーツ科目、現代教養科目、Multidisciplinary Studiesの中から、15単位を修得すること。この場合、15単位には、Multidisciplinary Studiesの中から、大学教育統括管理運営機構附属多言語文化総合教育センターで指定する必修2科目を含む12単位以上を含めること。専門科目については、所属学科教育プログラムのGLEXプログラムの修了要件単位を修得しなければならない。

3 グローバルエンジニアリングコースの修了要件について

所属学科教育プログラムのGLEXプログラムの修了要件単位を修得しなければならない。

4 建築学、機械工学、機械システム、数理工学、応用生命化学及び応用物質化学の各教育プログラムにおける工学英語Vの単位は、TOEIC500点以上取得することにより、当該単位を修得したものとみなす。

別表第4 教育職員免許状の種類(第24条関係)

学科・課程	教育職員免許状の種類（免許教科）
土木建築学科	高等学校教諭の一種免許状（工業）
材料・応用化学科	
機械数理工学科	中学校教諭の一種免許状（数学）
	高等学校教諭の一種免許状（数学）
	高等学校教諭の一種免許状（工業）
情報電気工学科	高等学校教諭の一種免許状（情報）
	高等学校教諭の一種免許状（工業）
半導体デバイス工学課程	高等学校教諭の一種免許状（工業）

○熊本大学情報融合学環規則

(令和6年3月28日規則第47号)

目次

- 第1章 総則(第1条－第3条)
- 第2章 教育課程(第4条－第11条)
- 第3章 学力認定(第12条－第18条)
- 第4章 他の学部における履修(第19条)
- 第5章 卒業及び教員の免許状(第20条－第23条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本大学学則(平成16年4月1日制定。以下「学則」という。)第3条第3項の規定に基づき、熊本大学情報融合学環(以下「本学環」という。)のコース、授業科目、単位、履修方法その他必要な事項を定める。

(教育研究上の目的)

第2条 本学環は、数理・データサイエンスに関する知識及び技能を有し、これらを活用して社会の課題解決に取り組む実践的能力を備え、デジタル化の推進に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(コース)

第3条 本学環に、DS総合コース及びDS半導体コースを置く。

第2章 教育課程

(履修)

第4条 本学環学生(以下「学生」という。)は、教養教育及び専門教育の授業科目を履修しなければならない。

(教養教育の授業科目の履修方法)

第5条 教養教育の授業科目の履修については、熊本大学教養教育履修規則(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(専門教育の授業科目の履修方法等)

第6条 専門教育の授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に区分し、授業科目名、単位数及び履修方法は、別表第1のとおりとする。

2 授業は、講義、演習、実験及び実習並びにこれらを併用したものとする。

3 各コースの授業時間割及び授業担当教員は、学年又は学期の始めに公示する。ただし、臨時に開講する科目については、この限りでない。

4 毎年度に開講する授業科目の内容、方法、評価方法等は、学年の始めに授業計画書により公示する。

(履修科目の登録の上限)

第7条 学生が履修科目として登録することができる単位数の上限は、別表第2のとおりとする。

- 2 再履修科目の単位数は、再履修を行う学期の単位数に算入する。
- 3 別に定める基準により、学生が所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められる場合は、教授会の議に基づき、第1項に定める単位数の上限を超えて履修科目を登録することができる。
- 4 前項に定めるもののほか、第1項に定める単位数の上限を超えて履修科目を登録することができる特別な事情があると認められる学生については、教授会の議に基づき、これを許可することがある。

(卒業研究の着手条件)

第8条 学生は、第4年次に開講する卒業研究を履修するには、第3年次終了時まで、別表第3に定める教養教育の単位及び専門教育の単位を修得していなければならない。

- 2 前項の履修条件に達しない者に対しても、教授会の議を経て卒業研究を履修させることがある。

(単位の計算方法)

第9条 本学環の専門教育の授業科目の単位の計算方法は、学則第39条の規定により、次のとおりとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験及び実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。
- 2 一の授業科目について、講義、演習、実験及び実習のうち二以上の方法の併用によって行う場合の単位の計算方法は、前項各号の組合せによる。

(他のコースにおける授業科目の履修)

第10条 学生は、他のコースの授業科目を履修することができる。

(履修科目の届出)

第11条 学生は、各学期の始めに履修しようとする授業科目を所定の手続により、届け出なければならない。

第3章 学力認定

(単位の認定)

第12条 授業科目を履修した者については、学力試験及び出席状況その他により認定の上、合格した者に単位を与える。

- 2 前項の認定は、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可をもって合格とし、不可を不合格とする。ただし、授業科目の履修形態等により認定の標語をもって表すことがある。
- 3 修得した科目の成績及び単位数は、成績原簿に記入する。

(学力試験)

第13条 学力試験(以下「試験」という。)は、科目試験及び論文試験とする。

(試験の時期)

第 14 条 試験は、授業科目の終了する学期前半終了期若しくは後半終了期、学期末又は学年末に行う。ただし、科目によっては、随時行うことがある。

(受験科目)

第 15 条 学生は、履修した科目の出席時数がその科目の講義時数の 3 分の 2 以上でなければ受験することができない。

(追試験)

第 16 条 学生が、病気、忌引きその他公の証明のある事故のため、試験を受けることができなかった場合には、願い出により追試験を行うことがある。

(再試験)

第 17 条 学生が、第 12 条第 2 項に定めるところにより、不合格となった場合には、願い出により再試験を行うことがある。

2 再試験の細目については、別に定める。

(追試験又は再試験の願出)

第 18 条 学生は、追試験又は再試験を受けようとする場合は、指定の期日までに受験科目を願い出なければならない。

第 4 章 他の学部における履修

(他の学部における授業科目の履修等)

第 19 条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。

2 前項の授業科目を履修しようとする者は、所定の履修届を学環長に提出し、その承認を得なければならない。

3 第 1 項の規定により修得した単位は、本学環における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 第 1 項の規定により修得した単位は、12 単位を超えない範囲で本学環における卒業に要する専門科目の選択科目のうち自由選択科目の単位として認定することができる。

第 5 章 卒業及び教員の免許状

(卒業の要件)

第 20 条 この規則の定めるところにより、別表第 4 に掲げる単位を修得した者は、卒業と認定する。

(早期卒業の要件)

第 21 条 前条の規定にかかわらず、卒業要件単位を優れた成績をもって修得し、学生が早期の卒業を希望する場合は、3 年以上の在学とすることができる。

2 前項に規定する優れた成績の基準については、別に定める。

(教育職員の免許状授与の所要資格の取得)

第 22 条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 前項の単位を修得し、卒業と認定された者が、本学環において資格を取得できる教育職員の免許状の種類は、別表第5のとおりとする。

(雑則)

第23条 この規則に定めるもののほか、本学環に関し必要な事項は、学環長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）
各コースの専門教育科目
DS総合コース

科目区分	授業科目	単位数	開講時期	必修	選択必修	自由選択
英語	実用英語Ⅰ	1	2-前	○		
	実用英語Ⅱ	1	2-後	○		
	実用英語Ⅲ	1	3-前	○		
	実用英語Ⅳ	1	3-後	○		
数理	<u>DS基盤数学演習Ⅰ</u>	<u>1</u>	1-前	○		
	<u>DS基盤数学演習Ⅱ</u>	<u>1</u>	1-後	○		
	<u>確率・統計</u>	<u>2</u>	1-後	○		
	物理化学基礎	2	1-後			○
	<u>集合と論理</u>	<u>2</u>	1-前	○		
	<u>離散数学Ⅰ</u>	<u>2</u>	2-前	○		
	<u>離散数学Ⅱ</u>	<u>2</u>	2-後		○	
	<u>統計学Ⅰ</u>	<u>2</u>	2-前	○		
	<u>統計学Ⅱ</u>	<u>2</u>	2-後	○		
	<u>統計学演習Ⅰ</u>	<u>1</u>	2-前	○		
	<u>統計学演習Ⅱ</u>	<u>1</u>	2-後	○		
	<u>データ分析Ⅰ</u>	<u>2</u>	2-前	○		
	<u>データ分析Ⅱ</u>	<u>2</u>	2-後	○		
	<u>最適化理論</u>	<u>2</u>	3-後		○	
DS	<u>DS倫理</u>	<u>2</u>	1-前	○		
	データサイエンス入門※	2	1-後	○		
	<u>アルゴリズム論Ⅰ</u>	<u>2</u>	2-①		○	
	<u>アルゴリズム論Ⅱ</u>	<u>2</u>	2-③		○	
	プログラミング演習Ⅰ	1	2-前		○	
	プログラミング演習Ⅱ	1	2-後		○	
	人工知能応用	2	3-①	○		
	人工知能演習	1	3-②	○		
CS	<u>人工知能理論</u>	<u>2</u>	3-③	○		
	<u>HCI設計論</u>	<u>2</u>	3-①		○	
	<u>ビジュアルライゼーション</u>	<u>2</u>	3-①	○		
	<u>データベースⅠ</u>	<u>2</u>	3-②		○	
	<u>データベースⅡ</u>	<u>2</u>	3-③		○	
	<u>メディア情報処理</u>	<u>2</u>	3-③		○	
	<u>情報セキュリティ</u>	<u>2</u>	3-④		○	
	<u>コンピュータネットワーク</u>	<u>2</u>	3-②		○	
	<u>ウェブプログラミング基礎</u>	<u>2</u>	2-④		○	
	コンピュータシステム論	2	2-①		○	
	<u>情報理論</u>	<u>2</u>	2-①		○	
	デジタル信号処理Ⅰ	2	2-④			○
	デジタル信号処理Ⅱ	2	3-①			○
	<u>コンピュータアーキテクチャ</u>	<u>2</u>	3-②			○
	<u>生体情報システム</u>	<u>2</u>	3-③			○

社会科学	評価・調査法	2	2-②		○	
	デジタルマーケティング	2	3-後		○	
	学習論ベーシック	2	2-③		○	
	教育論ベーシック	2	2-④		○	
	教示と行動変容	2	3-①		○	
	インストラクショナル・デザイン基礎	2	3-②		○	
	法社会学I	2	3-前			○
	行政学 I	2	3-前			○
	行政学 II	2	3-後			○
	経済政策	2	3-前			○
	国際経済論	2	3-前			○
	経済学入門	2	2-後			○
	医療画像認識	2	4-前			○
	知的財産権	2	4-前			○
	ビジネス倫理学※	2	3-後			○
	グローバル企業家論※	2	2-後			○
	アグリマーケティング論※	2	2-前			○
	アグリビジネス論※	2	2-後			○
	経営戦略論※	2	4-前			○
	計量経済学※	2	3-後			○
実習	プレゼンテーション実習	1	1-後	○		
	DSゼミナール I	1	2-前	○		
	DSゼミナール II	1	2-後	○		
	DSゼミナール III	1	3-前	○		
	DSゼミナール IV	1	3-後	○		
	インターンシップ	2	3-通			○
	アントプレナーシップ入門	1	3-前			○
	アントプレナーシップ	2	3-後			○
	実践アントプレナーシップチャレンジ	1	4-前			○
	卒業研究	8	4-通	○		

(備考)

- 1) 開講時期は、「1」から「4」が学年を、「前」及び「後」が前期及び後期を、「①」及び「②」が前期の前半及び後半を、「③」及び「④」が後期の前半及び後半を、「通」は通年を示す。
- 2) ※の授業科目は、学則第34条の2に規定する連携開設科目(他の大学が本学と連携して開設する授業科目)であり、本学の授業科目の履修により修得したものとみなす。
- 3) 単位互換により、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位は、この表に定める自由選択の授業科目の履修により修得したものと取り扱うことができる。

(特記事項) 免許状に係る科目

- ・数学の科目は赤 その関連科目はピンク
- ・情報の科目は青 その関係科目は水色
- ・数学、情報両方の関連科目は紫
- 数学、情報両方の科目は紫に下線

別表第1（第6条関係）
各コースの専門教育科目
DS半導体コース

科目区分	授業科目	単位数	開講時期	必修	選択必修	自由選択
英語	実用英語Ⅰ	1	2-前	○		
	実用英語Ⅱ	1	2-後	○		
	実用英語Ⅲ	1	3-前	○		
	実用英語Ⅳ	1	3-後	○		
数理	<u>DS基盤数学演習Ⅰ</u>	<u>1</u>	1-前	○		
	<u>DS基盤数学演習Ⅱ</u>	<u>1</u>	1-後	○		
	<u>確率・統計</u>	<u>2</u>	1-後	○		
	物理化学基礎	2	1-後			○
	<u>集合と論理</u>	<u>2</u>	1-前	○		
	<u>離散数学Ⅰ</u>	<u>2</u>	2-前	○		
	<u>離散数学Ⅱ</u>	<u>2</u>	2-後			○
	<u>統計学Ⅰ</u>	<u>2</u>	2-前	○		
	<u>統計学Ⅱ</u>	<u>2</u>	2-後	○		
	<u>統計学演習Ⅰ</u>	<u>1</u>	2-前	○		
	<u>統計学演習Ⅱ</u>	<u>1</u>	2-後	○		
	<u>データ分析Ⅰ</u>	<u>2</u>	2-前	○		
	<u>データ分析Ⅱ</u>	<u>2</u>	2-後	○		
	<u>最適化理論</u>	<u>2</u>	3-後		○	
DS	<u>DS倫理</u>	<u>2</u>	1-前	○		
	<u>データサイエンス入門※</u>	<u>2</u>	1-後	○		
	<u>アルゴリズム論Ⅰ</u>	<u>2</u>	2-①		○	
	<u>アルゴリズム論Ⅱ</u>	<u>2</u>	2-③		○	
	<u>プログラミング演習Ⅰ</u>	<u>1</u>	2-前		○	
	<u>プログラミング演習Ⅱ</u>	<u>1</u>	2-後		○	
	人工知能応用	2	3-①	○		
	人工知能演習	1	3-②	○		
	<u>人工知能理論</u>	<u>2</u>	3-③	○		
CS	<u>HCI設計論</u>	<u>2</u>	3-①			○
	<u>ビジュアルライゼーション</u>	<u>2</u>	3-①	○		
	<u>データベースⅠ</u>	<u>2</u>	3-②		○	
	<u>データベースⅡ</u>	<u>2</u>	3-③			○
	<u>メディア情報処理</u>	<u>2</u>	3-③			○
	<u>情報セキュリティ</u>	<u>2</u>	3-④		○	
	<u>コンピュータネットワーク</u>	<u>2</u>	3-②		○	
	<u>ウェブプログラミング基礎</u>	<u>2</u>	2-④			○
	<u>コンピュータシステム論</u>	<u>2</u>	2-①		○	
	<u>情報理論</u>	<u>2</u>	2-①		○	
	デジタル信号処理Ⅰ	2	2-④			○
	デジタル信号処理Ⅱ	2	3-①			○

	コンピュータアーキテクチャ	2	3-②			○
	生体情報システム	2	3-③			○
半導体	半導体基礎	2	2-②			○
	電磁気学概論	2	2-④	○		
	半導体工学	2	3-②	○		
	EDA概論	2	3-③			○
	半導体製造技術	2	3-④	○		
	先端半導体工学	2	3-③			○
	電気回路Ⅰ	2	2-④	○		
	電気回路Ⅱ	2	3-①			○
	電気回路演習Ⅰ	1	2-④			○
	制御工学Ⅰ	2	2-②			○
	制御工学Ⅱ	2	3-①			○
	論理回路	2	2-③	○		
	論理回路演習	1	2-③			○
	電気計測	2	2-③			○
	アナログ電子回路	2	2-③			○
	デジタル電子回路	2	3-②	○		
	電気電子材料	2	3-③			○
	集積システム設計論	2	3-集			○
	安全工学	2	3-前			○
社会科学	評価・調査法	2	2-②			○
	デジタルマーケティング	2	3-後			○
	学習論ベーシック	2	2-③			○
	教育論ベーシック	2	2-④			○
	教示と行動変容	2	3-①			○
	インストラクショナル・デザイン基礎	2	3-②			○
	法社会学Ⅰ	2	3-前			○
	行政学Ⅰ	2	3-前			○
	行政学Ⅱ	2	3-後			○
	経済政策	2	3-前			○
	国際経済論	2	3-前			○
	経済学入門	2	2-後			○
	医療画像認識	2	4-前			○
	知的財産権	2	4-前			○
	ビジネス倫理学※	2	3-後			○
	グローバル企業家論※	2	2-後			○
	アグリマーケティング論※	2	2-前			○
	アグリビジネス論※	2	2-後			○
	経営戦略論※	2	4-前			○
	計量経済学※	2	3-後			○
実習	プレゼンテーション実習	1	1-後	○		
	DSゼミナールⅠ	1	2-前	○		
	DSゼミナールⅡ	1	2-後	○		
	半導体実験Ⅰ	1	3-前	○		
	半導体実験Ⅱ	1	3-後	○		

インターンシップ	2	3-通			○
アントプレナーシップ入門	1	3-前			○
アントプレナーシップ	2	3-後			○
実践アントプレナーシップチャレンジ	1	4-前			○
卒業研究	8	4-通	○		

(備考)

- 1) 開講時期は、「1」から「4」が学年を、「前」及び「後」が前期及び後期を、「①」及び「②」が前期の前半及び後半を、「③」及び「④」が後期の前半及び後半を、「通」は通年を、「集」は集中講義を示す。
- 2) ※の授業科目は、学則第34条の2に規定する連携開設科目(他の大学が本学と連携して開設する授業科目)であり、本学の授業科目の履修により修得したものとみなす。
- 3) 単位互換により、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位は、この表に定める自由選択の授業科目の履修により修得したものと取り扱うことができる。

(特記事項) 免許状に係る科目

- ・数学の科目は赤 その関連科目はピンク
- ・情報の科目は青 その関係科目は水色
- ・数学、情報両方の関連科目は紫
- 数学、情報両方の科目は紫に下線

別表第2(第7条関係) 履修登録上限単位数

コース名	1年前学期	1年後学期	2年前学期	2年後学期
D S 総合コース	27	27	27	27
D S 半導体コース	27	27	27	27

備考 1 この表の単位数には、教養教育に係る履修科目の単位を含む。

2 この表の単位数には、教育職員免許状取得のための教職に関する科目を含まない。

別表第3(第8条関係) 卒業研究の着手条件

コース名				D S 総合コース		D S 半導体コース	
教養教育	基礎科目	外国語科目		必修外国語科目（既修）		5	
		情報科目				4	
		理系基礎科目				8	
		外国語科目		自由選択外国語科目		13(※1)	
	リベラルアーツ科目						
	現代教養科目						
	Multidisciplinary Studies						
	キャリア科目						
	開放科目						
	体育・スポーツ科学科目（教養）						
	教職科目	体育・スポーツ科学科目（教職）					
		日本国憲法科目					
計				30			
専門科目	専門科目	必修		34	46		
		選択	選択必修		14	4	
			自由選択		30	28	
	計				78	78	
合計				108	108		
その他の要件				TOEIC520 点以上取得(※2)			

備考

※1 現代教養科目「暮らしと情報・通信技術(a)（現代社会と半導体）」を含めて13単位修得しなければならない。

※2 TOEICはTOEIC-IP(オンラインのTOEIC-IPを除く。)を含み、過去2年(卒業研究着手の可否の判定の前々年の3月1日から起算して2年。)以内に520点以上を取得していることを要件とする。このため、年度末に卒業研究着手単位を満たす者は、それを証明するTOEICのスコア(原本及びコピー)を当該年度の2月末日までに提出すること。スコアとは、TOEIC L&RのOfficial Score Certificate(公式認定証)又はTOEIC-IP L&RのInstitutional Program (IP) Score Reportをいう。

別表第4(第20条関係) 卒業の要件

コース名				D S 総合コース		D S 半導体コース	
教養教育	基礎科目	外国語科目	必修外国語科目（既修）		5		
		情報科目		4			
		理系基礎科目		8			
		外国語科目	自由選択外国語科目		13(※1)		
	教養科目	リベラルアーツ科目					
		現代教養科目					
		Multidisciplinary Studies					
		キャリア科目					
		開放科目					
		体育・スポーツ科学科目（教養）					
	教職科目	体育・スポーツ科学科目（教職）					
		日本国憲法科目					
	計				30		
専門科目	専門科目	必修		46	58		
		選択(※2)	選択必修	18	8		
			自由選択	30	28		
	計				94	94	
卒業単位				124	124		

備考

※1 現代教養科目「暮らしと情報・通信技術(a)（現代社会と半導体）」を含めて13単位修得しなければならない。

※2 専門科目の選択科目のうち、選択必修科目を当該コースにおいて卒業の要件として指定する単位数以上に修得した場合は、その超える単位数は自由選択科目の単位数として扱うものとする。

別表第 5(第 22 条関係) 教育職員免許状の種類

コース	教育職員免許状の種類(免許教科)
D S 総合コース	中学校教諭一種免許状(数学)
	高等学校教諭一種免許状(数学、情報)
D S 半導体コース	中学校教諭一種免許状(数学)
	高等学校教諭一種免許状(数学、情報)